

沖縄県観光危機管理基本計画

平成27年3月

沖 縄 県

目 次

第1章 総則	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の性格	1
3. 沖縄観光の危機管理上の課題と観光危機管理の必要性	3
(1) 沖縄観光の危機管理上の課題	3
(2) 観光危機管理の必要性	8
4. 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義	9
(1) 観光危機の定義	9
(2) 観光危機管理の定義	9
5. 想定する観光危機	10
(1) 自然災害・危機	10
(2) 人的災害・危機	10
(3) 健康危機	10
(4) 環境危機	10
(5) 県外で発生した災害・危機	10
6. 基本方針	11
(1) 平常時の減災対策 (Reduction)	12
(2) 危機対応への準備 (Readiness)	12
(3) 危機への対応 (Response)	12
(4) 危機からの回復 (Recovery)	13
7. 計画の効果的な実現	13
第2章 観光危機管理体制	14
1. 観光危機管理体制の整備	14
(1) 平常時	14

(2) 観光危機発生時.....	14
2. 配備職員の参集基準等.....	15
3. 観光危機管理体制設置の判断基準等.....	16
(1) 判断基準.....	16
(2) 設置方法.....	16
4. 沖縄県地域防災計画などの既存計画等に基づく体制との関係.....	17
(1) 既存計画等に基づく体制が設置された場合.....	17
(2) 既存計画等に基づく体制が廃止された場合.....	17
第3章 平常時の減災対策 (Reduction)	19
1. 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくり.....	19
(1) 県.....	19
(2) 市町村.....	19
(3) OCVB.....	19
(4) 観光関連団体.....	19
(5) 観光関連事業者.....	20
2. 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化.....	20
(1) 県.....	20
(2) 市町村.....	20
(3) OCVB.....	20
(4) 観光関連団体.....	21
(5) 観光関連事業者.....	21
3. 地域住民や観光関連団体・事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成.....	21
(1) 県.....	21
(2) 市町村.....	21

(3) OCVB	22
(4) 観光関連団体	22
(5) 観光関連事業者	22
第4章 危機対応への準備 (Readiness)	23
1. 市町村やOCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・事業 継続計画の策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施.....	23
(1) 県.....	23
(2) 市町村	23
(3) OCVB	23
(4) 観光関連団体・事業者	24
2. 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化....	24
(1) 県.....	24
(2) 市町村	24
(3) OCVB	25
(4) 観光関連団体	25
(5) 観光関連事業者	26
3. 要支援観光客への対応・支援体制の強化.....	26
(1) 県.....	26
(2) 市町村	26
(3) OCVB	26
(4) 観光関連団体・事業者	27
4. 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化.....	27
(1) 県.....	27
(2) 市町村	27
(3) 観光関連団体	27
(4) 観光関連事業者	28

第5章 危機への対応 (Response)	29
1. 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置	29
(1) 県	29
(2) 市町村	29
(3) OCVB	29
(4) 観光関連団体	29
(5) 観光関連事業者	29
2. 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化...	30
(1) 県	30
(2) 市町村	30
(3) OCVB	31
(4) 観光関連団体	31
(5) 観光関連事業者	31
3. 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認	32
(1) 県	32
(2) 市町村	32
(3) OCVB	32
(4) 観光関連団体	32
(5) 観光関連事業者	32
4. 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応	33
(1) 県	33
(2) 市町村	33
(3) OCVB	33
(4) 観光関連団体・事業者	33

5. 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化.....	34
(1) 県.....	34
(2) 市町村	34
(3) OCVB	34
(4) 観光関連団体	34
(5) 観光関連事業者.....	35
6. 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給	35
(1) 県.....	35
(2) 市町村	35
(3) 観光関連団体	35
(4) 観光関連事業者.....	35
7. 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策	35
(1) 県.....	35
(2) 市町村	35
(3) OCVB	35
(4) 観光関連団体・事業者.....	36
第6章 危機からの回復 (Recovery)	37
1. 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置	37
(1) 県.....	37
(2) 市町村	37
(3) OCVB	37
(4) 観光関連団体	37
(5) 観光関連事業者.....	37
2. 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化	37
(1) 県.....	37

(2) 市町村	37
(3) OCVB	37
3. 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施	38
(1) 県.....	38
(2) 市町村	38
(3) OCVB	38
(4) 観光関連団体	38
(5) 観光関連事業者	38
4. 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策	39
(1) 県.....	39
(2) 市町村	39
(3) OCVB	39
(4) 観光関連団体	39
(5) 観光関連事業者	40
5. 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施.....	40
(1) 県.....	40
(2) 市町村	40
(3) OCVB	40
(4) 観光関連団体・事業者	40
6. 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施.....	40
(1) 県.....	40
(2) 市町村	40
(3) OCVB	40
(4) 観光関連団体・事業者	41

第7章 計画の効果的な実現	42
1. 実行計画の策定	42
(1) 県.....	42
(2) 市町村	42
(3) OCVB	42
(4) 観光関連団体・事業者	42
2. 計画の進捗管理、見直し.....	42
(1) 県.....	43
(2) 市町村	43
(3) OCVB	43
(4) 観光関連団体・事業者	43
【巻末資料】	
巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組.....	1
巻末資料 2 用語集.....	25

第1章 総則

1. 計画の目的

本県のリーディング産業である観光産業は、地域経済の活性化や、県民の雇用創出、観光客の県内消費・滞在による観光収入及び関連産業への波及効果など、直接的、間接的に県経済に大きく貢献する極めて重要な産業であり、観光産業の持続的発展を図ることは観光行政にとって最も重要な施策である。

本計画は、観光産業に負の影響を与える台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症等の観光危機に関し、観光危機管理の基本的な対応等を定め、観光危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該危機の減災対策や、危機発生時に情報弱者となる観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策、危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を迅速かつ確実に実施できる体制を整備することにより、安全・安心・快適な観光地としての沖縄観光ブランドを構築し、世界水準の観光リゾート地の形成を図ることを目的とする。

<主な目的>

- ①観光危機管理体制の整備による観光産業の持続的発展
- ②平常時の減災対策による観光危機に強い観光地づくり
- ③観光危機発生時の観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の体制整備
- ④観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等の体制整備
- ⑤安全・安心・快適な沖縄観光ブランドの構築による世界水準の観光リゾート地の形成

2. 計画の性格

本計画は、沖縄観光の危機管理に関する総合的な基本計画であって、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び「沖縄県観光振興基本計画」に基づき、観光危機管理対策の「基本方向」や「基本施策」を明らかにするものであり、県民をはじめ、市町村、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）、観光関連団体・事業者等の各主体の自発的な活動の指針となるものである。

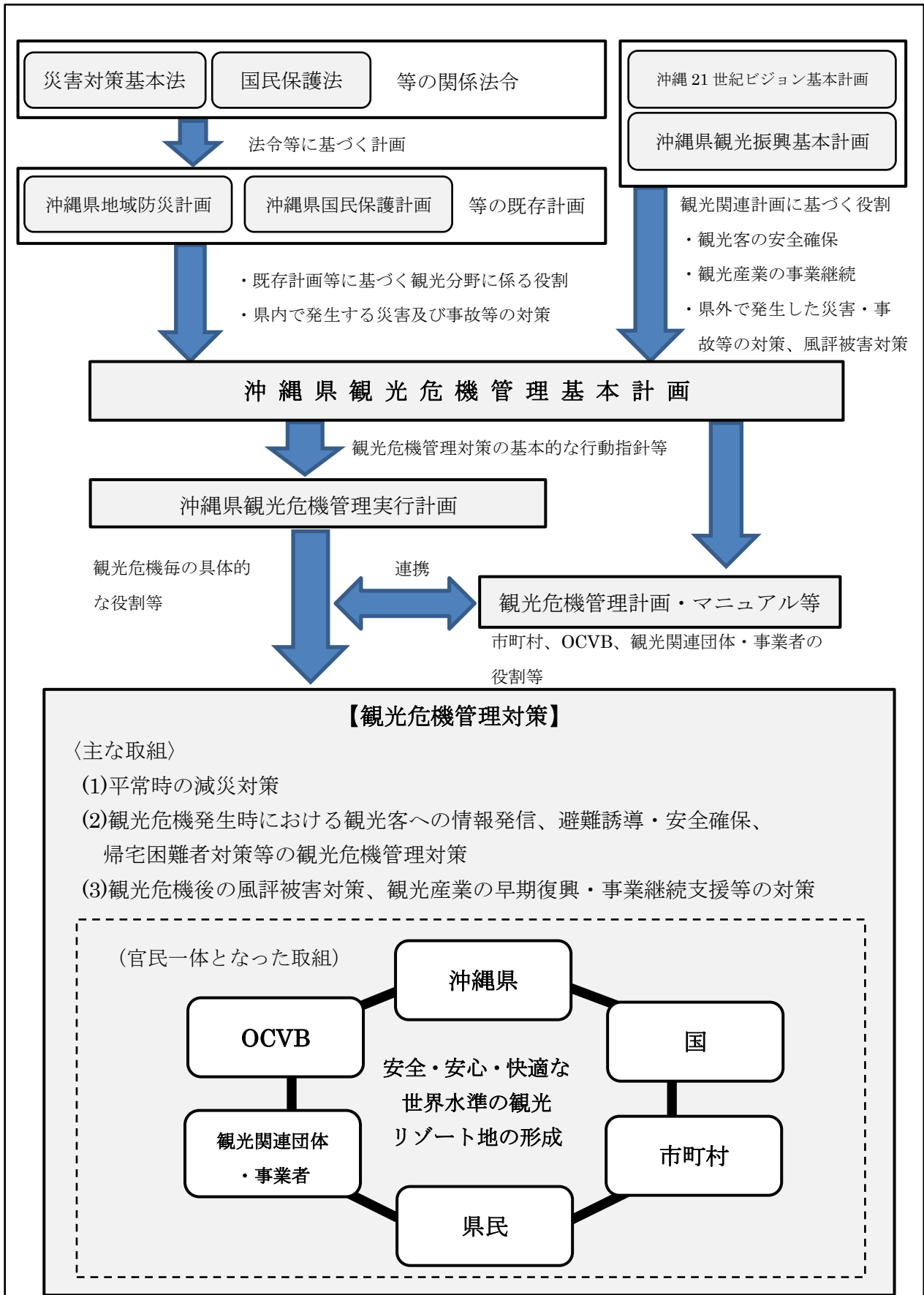
また、「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県国民保護計画」、「沖縄県感染症予防計画」などの既存計画等で定める防災対策等について、観光分野に係る役割を明確化し、観光危機発生時の観光客の特徴を踏まえた安全確保や、観光産業の早期復興・事業継続支援等の基本的な取組を示すものである。

そのため、本計画で定める観光危機管理対策について、既存計画等で定められている場合は、当該既存計画等に基づいて観光分野に係る対応を行うものとし、既存計画等で定められていない場合は、本計画に基づいて対応を行うものとする（図表1）。

<観光危機発生時の観光客の主な特徴>

- 観光危機発生時における観光客への対応策は、以下のことを特に考慮する必要がある。
- ①観光客は、土地に馴染みがない、土地勘がない。
 - ②観光客は、観光危機が発生したときの避難方法等が分からない。
 - ③外国人などの観光客は、コミュニケーションが難しい。
 - ④観光客は、できるだけ早く家族等に連絡したい、交通情報を確認して帰宅したい。
 - ⑤観光危機発生時の観光客への対応が沖縄観光のイメージとなる。

(図表1) 観光危機管理基本計画の位置づけ



3. 沖縄観光の危機管理上の課題と観光危機管理の必要性

(1) 沖縄観光の危機管理上の課題

本県は、本土から離れ、離島が散在するなど防災上不利な地理的条件や、台風常襲地域としての自然環境的特性（図表 2）、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の防災上特別な配慮が必要な社会的条件を併せ持っている。

また、県外及び県内離島を結ぶ交通手段は、空路と海路に限定されることから、災害等により航空機等の運航が停止した場合、県内各地域の宿泊、観光及び交通などの観光関連施設等に滞在している多くの観光客が、帰宅困難になることが予想される。

沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）では、沖縄県域で発生する地震・津波によって、沖縄観光の主要施設である那覇空港や那覇港クルーズ船ターミナル、県内各地域の観光関連施設等が被害を受ける可能性があることから、平常時からの観光関連施設の耐震化等の減災対策、観光危機発生時の観光客への迅速かつ確実な情報発信、那覇空港などの施設等が使用不能となった場合の対応策等の検討が必要である。

（図表 2）台風の発生数と沖縄県への接近数

年	月	表記方法：台風の発生数(沖縄県への接近数)												年合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
20	11 [H.23]	-	-	-	-	2 (2)	3 (1)	4 (1)	3 (1)	7 (2)	1	-	1	21 (7)
	12 [H.24]	-	-	1	-	1	4 (3)	4 (2)*	5 (4)*	3 (2)	5 (1)	1	1	25 (11)
	13 [H.25]	1	1	-	-	-	4 (1)	3 (1)	6 (2)	7 (1)	7 (4)	2	-	31 (9)
	14 [H.26]	2	1	-	2	-	2 (2)	5 (3)	1 (1)	5 (2)	2 (2)	1	2	23 (10)
平 年 値		0.3	0.1	0.3	0.6	1.1	1.7	3.6	5.9	4.8	3.6	2.3	1.2	25.6
1981～2010年		-	-	-	(0.0)	(0.4)	(0.6)	(1.4)	(2.2)	(1.7)	(0.9)	(0.3)	(0.1)	(7.4)

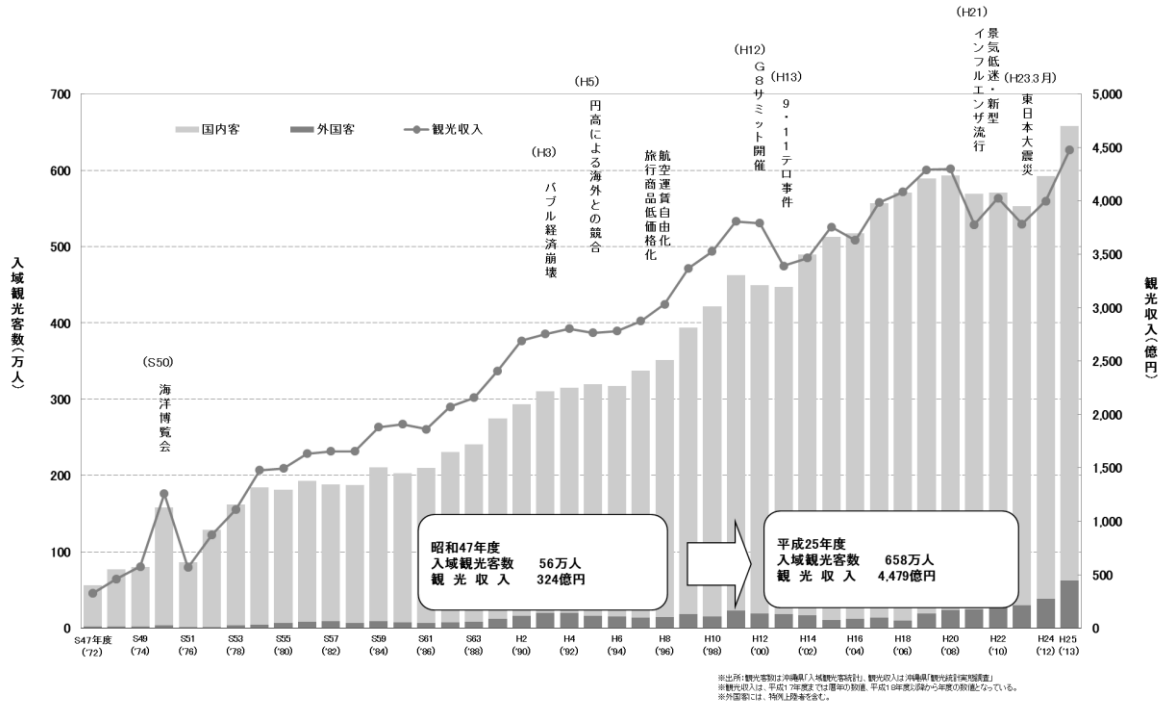
1. 沖縄県への接近：台風の中心が、那覇、名護、久米島、宮古島、石垣島、西表島、与那国島、南大東島のいずれかの地上気象観測所から300km以内に入ることをいう。括弧内の数字が沖縄県への接近数である。
2. *印は台風が二つの月にまたがって接近(両月に加算)したことを示す。接近数は月合計と年で異なることがある。
3. 平年値とは、1981年から2010年までの30年を平均した値。
4. この表は、気象庁予報部予報課アジア太平洋気象防災センターの資料により作成。

出典：沖縄気象台公表資料

沖縄県の平成 25 年度入域観光客数は、約 658 万人と過去最高を記録（図表 5）、特に繁忙期の 8 月は約 70 万人の観光客が来沖、外国人観光客数も前年度比 64.0%増の約 63 万人となるなど好調に推移しており、空港や港湾等のハード面の整備に加え、修学旅行、MICE（国際会議、展示会等）、大型観光イベントなどの積極的な誘客活動の展開により、国内・海外からの観光客の増加が見込まれることや、「沖縄県観光振興基本計画」等で定める平成 33 年度入域観光客数の目標 1,000 万人（うち外国人観光客 200 万人）等を踏まえた場合、本県に滞在する観光客が、平成 25 年度の 1 日平均約 7 万人から平成 33 年度には約 14 万人に増加することが想定され（図表 6）、観光危機発生時の避難誘導體制、避難施設、食料・飲料水などの備蓄の確保、救助・救急・医療活動等については、県民のみならず観光客にも配慮した対応が必要である。

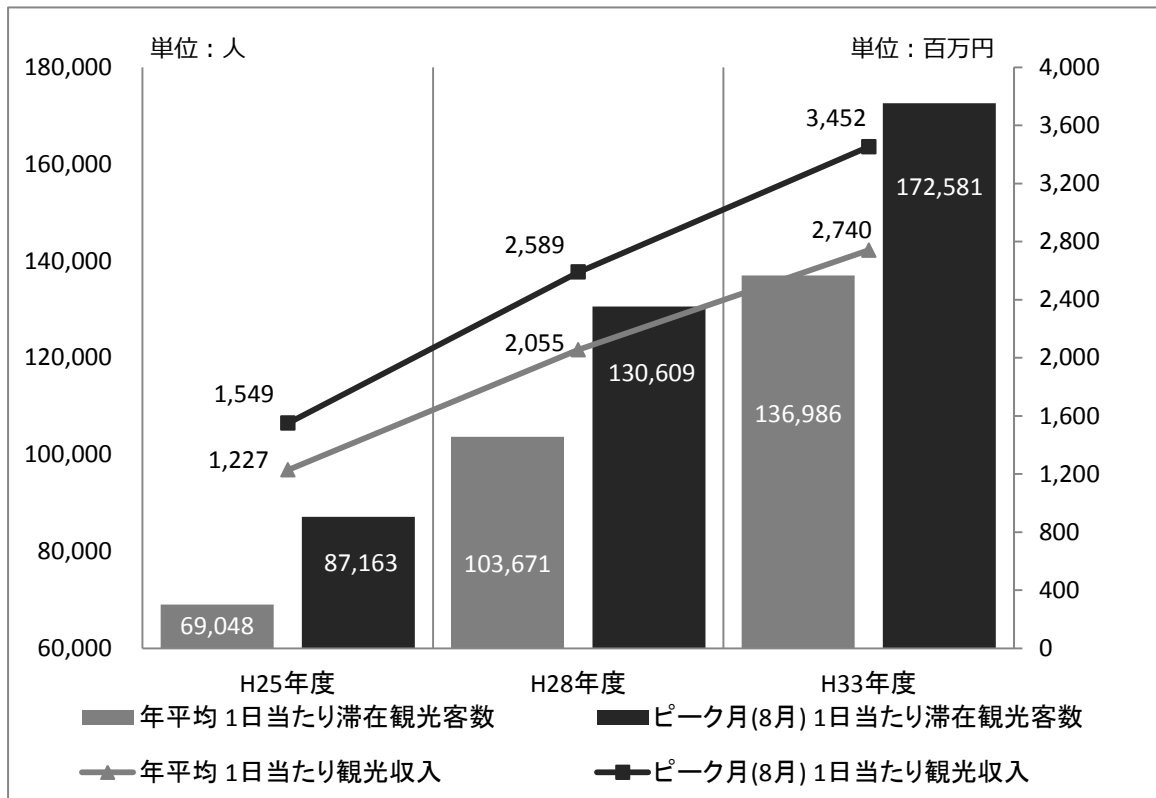
また、本県を訪れる観光客の旅行形態が、従来の観光バス等を利用した団体旅行から、レンタカー、モノレール、タクシー、バス等を利用して個人や家族単位で自由に活動する旅行へと変化していることから（図表 7,8）、国内・海外からの観光客の行動特性に応じた多言語での観光危機情報の発信、観光危機発生時の所在・安否の確認、安全な場所への避難誘導體制等の強化、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児連れ・妊婦などの迅速な避難行動が困難な観光客（以下、「要支援観光客」という。）にも十分配慮した対応など、行政と民間が連携した地域間、市町村間、県全体の広域的な危機管理体制の構築が喫緊の課題となっている。

(図表5) 入域観光客数と観光収入の推移



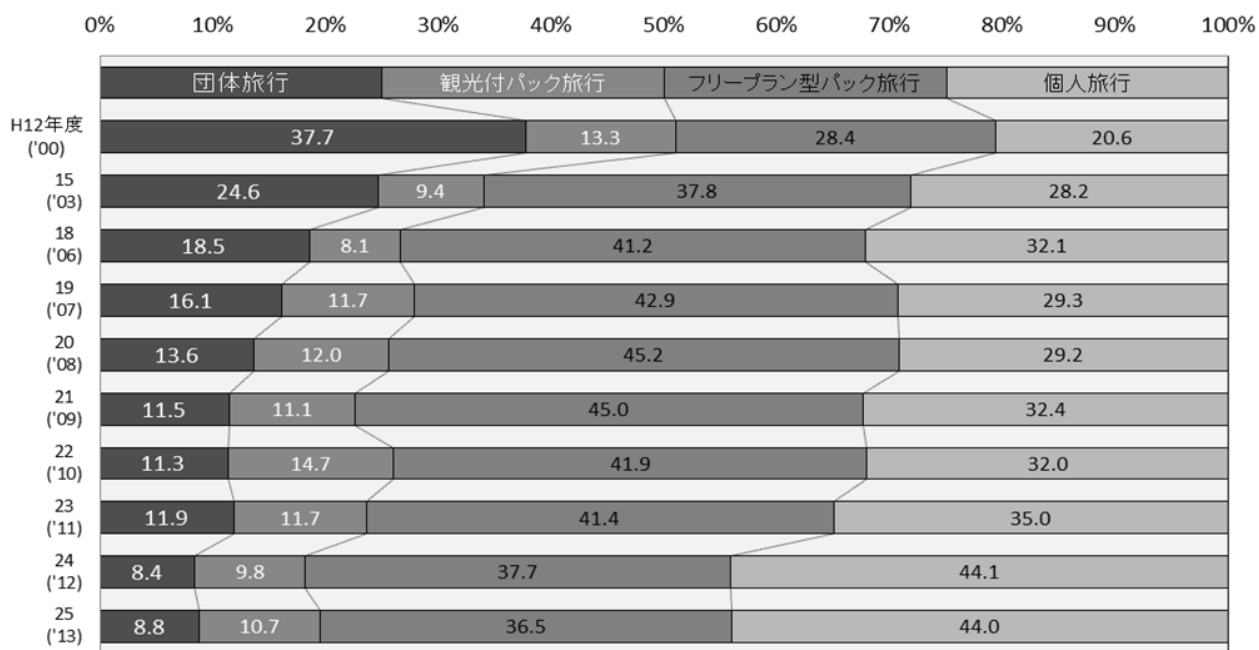
出典：平成25年観光要覧（沖縄県）

(図表6) 年平均1日当たり滞在観光客数及び観光収入の推計



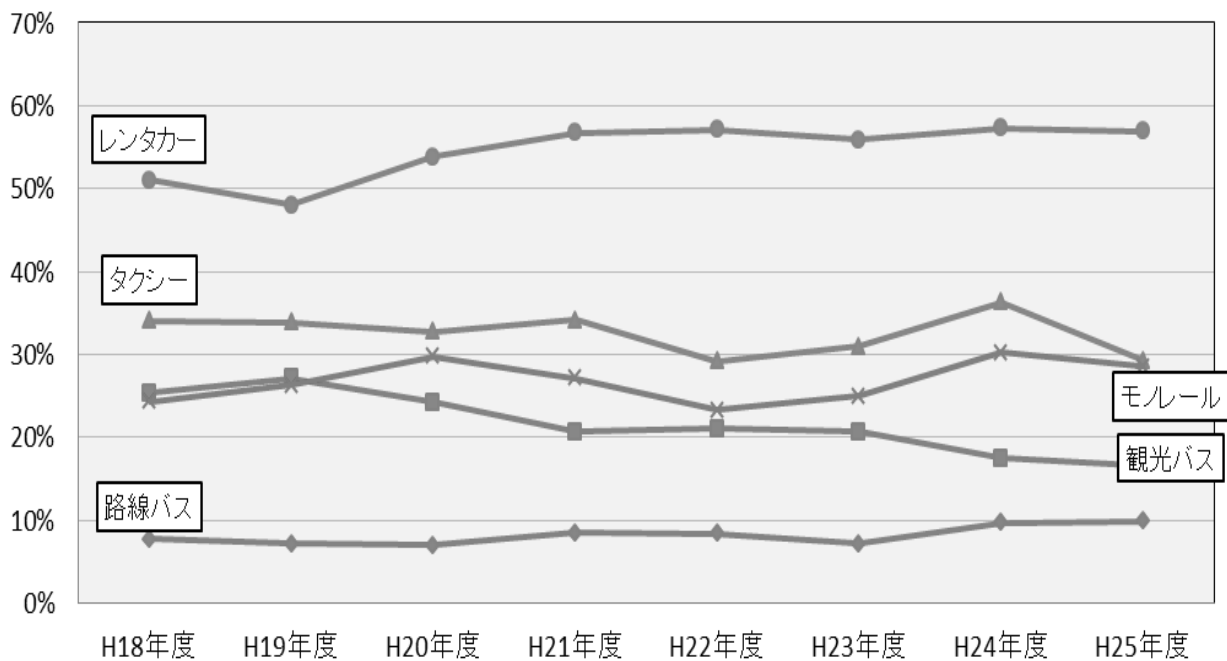
出典：沖縄県「入域観光客統計」、「観光要覧」及び「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を基に推計

(図表7) 沖縄観光の旅行形態の推移



出典：平成25年観光要覧（沖縄県） ※平成12、平成15、平成18年度は航空機内で行った大規模調査による数値

(図表8) 観光客が沖縄県滞在中に利用した交通手段



出典：平成25年観光要覧（沖縄県）

(2) 観光危機管理の必要性

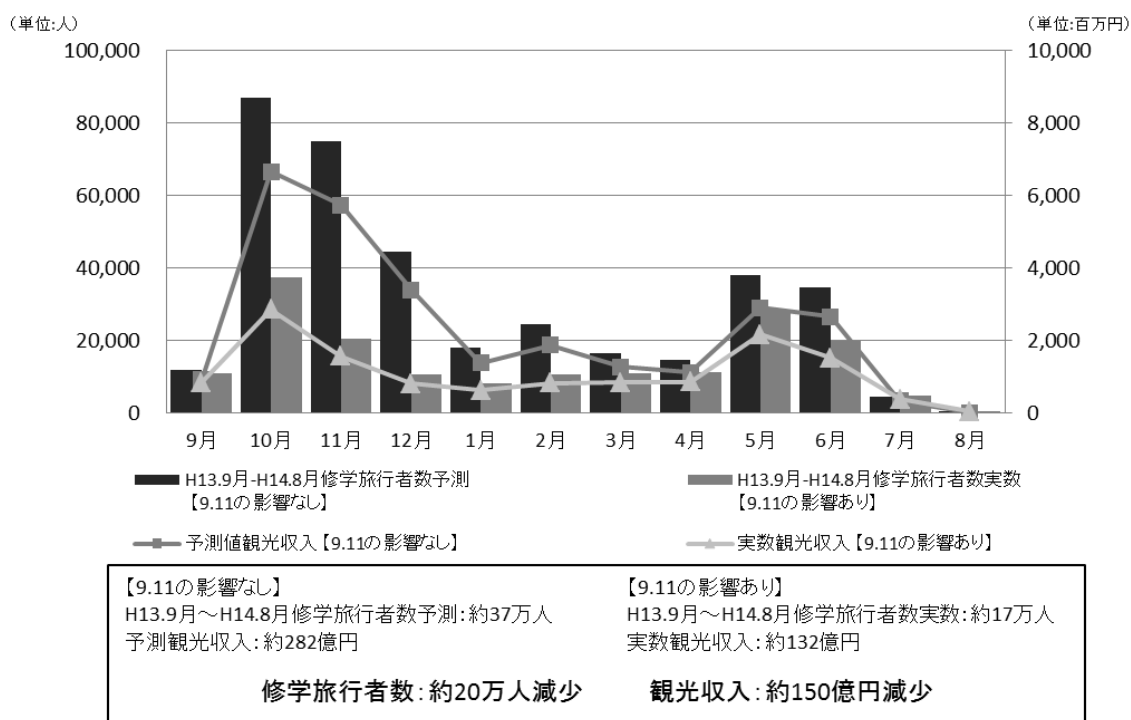
沖縄観光がこれまでに経験した観光危機には、例年の台風接近に伴う影響のほか、平成13年の米国同時多発テロ事件、平成15年のSARS（重症急性呼吸器症候群）、平成21年の新型インフルエンザの流行、平成23年の東日本大震災等、県内・県外で発生した様々な災害・事故や風評被害等により観光産業に甚大な被害をもたらし、県民の雇用環境や県経済等に大きな影響を及ぼした事例がある。

過去の入域観光客数の伸び率をもとに米国同時多発テロ事件による影響を試算すると、平成13年9月から翌年8月までの1年間の修学旅行者数は約37万人となる可能性があったが、同事件の影響で約17万人と半分以下に減少し、観光収入は約150億円の減少となった（図表9）。

また、同期間の入域観光客数は約485万人となる可能性があったが、同事件の影響で約448万人となり、約37万人の減少、観光収入は約282億円の減少となった。

平成33年度入域観光客数の目標1,000万人が達成された状況で、米国同時多発テロ事件と同程度の影響をもたらす観光危機が発生したと仮定した場合、影響期間における入域観光客数は約67万人の減少、観光収入は約666億円の減少になる可能性がある（図表10）。

（図表9）米国同時多発テロ事件の修学旅行者数への影響（推計）

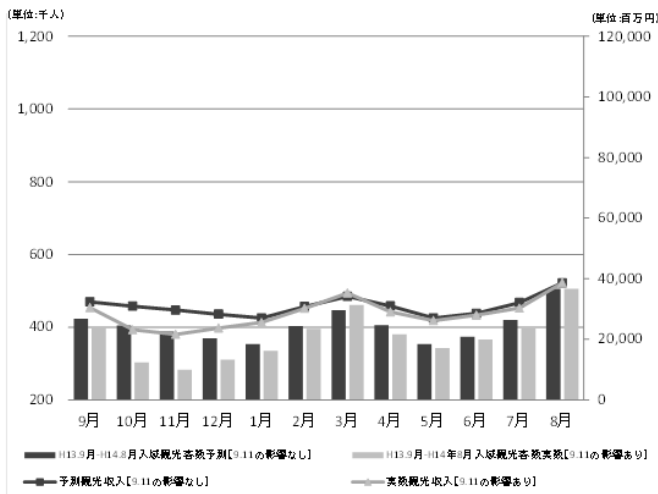


出典：沖縄県「観光要覧」、及び「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を基に推計

第1章 総則

(図表 10) 米国同時多発テロ事件の影響及び平成 33 年に同程度の観光危機が発生したと仮定した場合の入域観光客数・観光収入

■平成 13 年 9 月から翌 8 月までの入域観光客数・観光収入

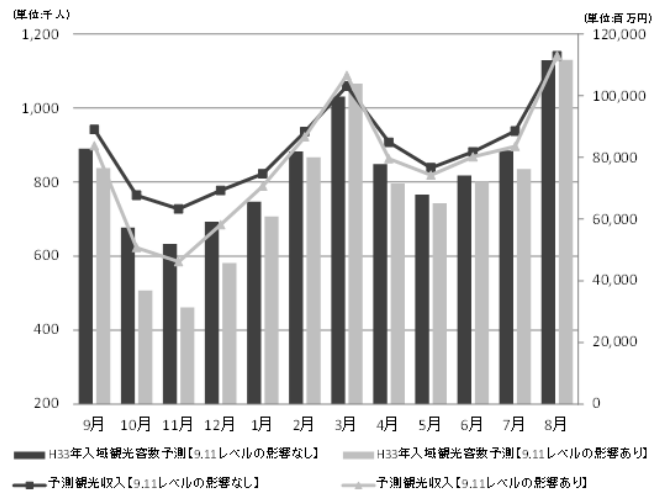


【9.11の影響なし】
H13.9月～H14.8月入域観光客数予測:約485万人
予測観光収入:約3,708億円

【9.11の影響あり】
H13.9月～H14.8月入域観光客数実数:約448万人
実数観光収入:約3,426億円

入域観光客数:約37万人減少 観光収入:約28.2億円減少

■平成 33 年の入域観光客数・観光収入予測



【9.11の影響なし】
H33入域観光客数予測:約1,000万人
予測観光収入:約1兆円

【9.11の影響あり】
H33入域観光客数予測:約933万人
予測観光収入:約9,334億円

入域観光客数:約67万人減少 観光収入:約66.6億円減少

出典：沖縄県「観光要覧」、及び「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」を基に推計

観光危機発生時や危機後の風評被害等の対応を迅速に実施し、観光客の誘客促進、観光産業の早期復興・事業継続を図るためには、観光に関わる行政機関や OCVB、観光関連団体・事業者等が官民一体となって、沖縄観光の危機管理上の課題等への対応や、県内・県外で発生する様々な観光危機への対応を想定し、平常時からの減災対策、観光危機発生時及び危機後の観光危機管理対策を実施する体制を整備する必要がある。

観光危機管理体制の整備にあたっては、県や、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等がそれぞれに期待される役割を担いつつ、連携して取り組むことが重要である。

4. 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

(1) 観光危機の定義

観光危機とは、台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症などの災害・事故等の発生により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらし、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない県内又は県外で発生する危機や風評被害等をいう。

(2) 観光危機管理の定義

観光危機管理とは、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいう。

5. 想定する観光危機

本計画において想定する観光危機は、沖縄観光に直接的・間接的（風評被害を含む）に影響を与え、と考えられる次に掲げる災害・危機をいう。

(1) 自然災害・危機

地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む） 等

(2) 人的災害・危機

ホテル等の大規模火災、大規模交通・鉄軌道・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、原子力災害（原子力艦等）、不発弾、武力攻撃、テロ、ハイジャック、凶悪犯罪 等

(3) 健康危機

大規模食中毒、感染症、新型インフルエンザ等、有毒生物等の異常発生 等

(4) 環境危機

大気汚染、海洋汚染 等

(5) 県外で発生した災害・危機

県外で発生した(1)から(4)の災害・危機で沖縄観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争 等

想定される観光危機は、既存計画等との関係で次のとおり整理される（図表 11）。

想定される観光危機発生時の観光危機管理対策は、既存計画等で対応が定められている場合は、当該既存計画等に基づいて観光分野に係る対応を行うものとし、既存計画等で対応が定められていない場合は、本計画により対応を行うものとする。

（図表 11）想定する観光危機と関連する主な既存計画等

想定する観光危機	関連する主な既存計画等
(1) 自然災害・危機	沖縄県地域防災計画、 沖縄県危機管理指針 等
(2) 人的災害・危機	沖縄県地域防災計画、 沖縄県国民保護計画、 沖縄県危機管理指針 等
(3) 健康危機	沖縄県感染症予防計画、 沖縄県結核予防計画、 沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画、 沖縄県健康危機管理対策要綱 等
(4) 環境危機	微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起対応マニュアル、 光化学オキシダントに関する対応マニュアル 等
(5) 県外で発生した災害・危機	沖縄県観光危機管理基本計画 等

6. 基本方針

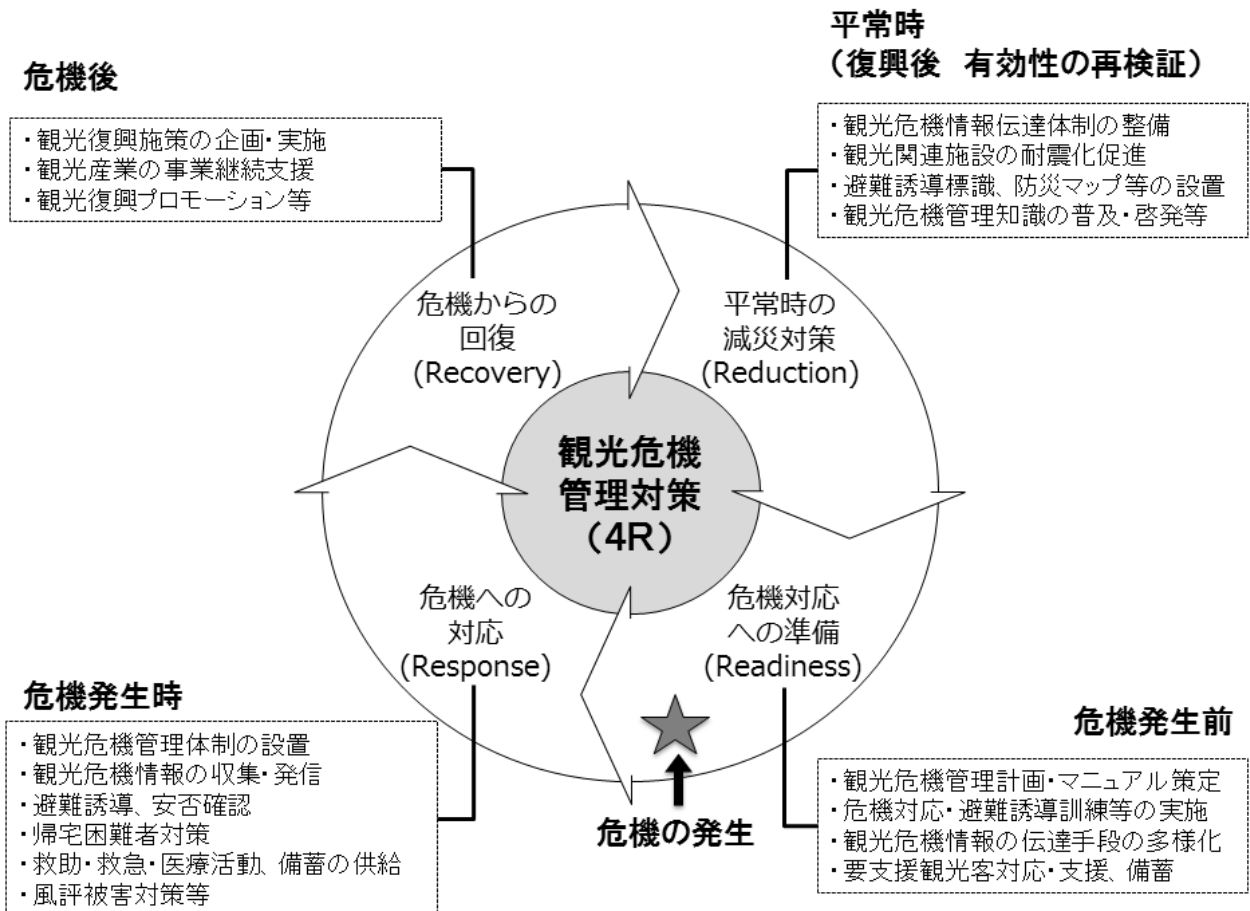
観光産業は本県のリーディング産業であり、県内・県外で発生する観光危機による観光客の急激な減少は、観光産業の事業継続や、従業員の雇用環境に影響を与えるとともに、県内各地域の活性化や県経済にも直接的、間接的に大きな影響を及ぼすことから、観光危機発生時の観光客の安全を確保し、危機後の観光産業の早期復興・事業継続を図ることは、観光危機管理上極めて重要である。

このため、観光危機管理においては、これまでに本県が経験した観光危機の教訓を踏まえ、行政と民間が一体となって、観光危機発生時に迅速かつ確実に対応できる実行力のある観光危機管理体制を強化し、危機による被害を最小化する「減災」の考え方に基づいて、観光客等の人命が失われないことを重視するとともに、観光産業への被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることが重要である。

観光危機管理対策には、時間の経過とともに「平常時の減災対策（Reduction）」、「危機対応への準備（Readiness）」、「危機への対応（Response）」、「危機からの回復（Recovery）」の4段階（4R）があり、それぞれの段階において、県をはじめ、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者及び県民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる（図表12）。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

（図表12）観光危機管理対策（4R）のイメージ



(1) 平常時の減災対策 (Reduction)

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発などの施策を推進する。

<主な取組>

- ① 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくり
- ② 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化
- ③ 地域住民や観光関連団体・事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

(2) 危機対応への準備 (Readiness)

観光危機発生時における対策等を予め検討し、観光客の安全確保や、観光産業への影響の低減を図る観光危機管理計画等やマニュアルの策定促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要支援観光客への支援体制の強化等の施策を推進する。

<主な取組>

- ① 市町村やOCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・事業継続計画の策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施
- ② 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化
- ③ 要支援観光客への対応・支援体制の強化
- ④ 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

(3) 危機への対応 (Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進する。

<主な取組>

- ① 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- ② 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化
- ③ 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認
- ④ 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応
- ⑤ 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化
- ⑥ 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給
- ⑦ 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

(4) 危機からの回復 (Recovery)

観光危機後の観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進する。

<主な取組>

- ① 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置
- ② 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化
- ③ 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- ④ 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- ⑤ 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施
- ⑥ 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

7. 計画の効果的な実現

観光危機から、観光客の安全を守り、危機後の観光産業の早期復興・事業継続を図るためには、平常時から、県や、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者及び県民が連携して、官民一体となって観光危機管理対策に取り組むとともに、観光危機発生時に、それぞれに期待される具体的な役割を認識し、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行うことが重要である。

このため、本計画に基づき、観光危機発生時の具体的な役割等を定める「沖縄県観光危機管理実行計画（以下、「実行計画」という。）」を策定するとともに、観光危機管理体制の整備及び強化に向けて、各地域の自然的及び社会的条件や特性等を勘案した市町村、OCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等やマニュアルの策定を促進する。

また、本計画及び実行計画は、観光危機対応や訓練等を通して、その内容を検証し、継続的に見直しを行うものとする。

第2章 観光危機管理体制

1. 観光危機管理体制の整備

観光危機管理の組織体制は、「沖縄県地域防災計画」などの既存計画等で組織体制が定められている場合は、当該既存計画等に基づく観光担当部の役割として、観光危機管理に係る対応を行うものとし、県外で発生した観光危機や風評被害など、既存計画等で組織体制が定められていない場合は、本計画及び実行計画、「沖縄県観光危機管理対策本部設置要綱」、「沖縄県観光危機管理警戒本部設置要綱」等の定めるところによるものとする。

(1) 平常時

県は、観光危機の減災対策及び観光危機発生時の観光危機管理対策等の充実・強化を図るため、平常時から観光危機管理対策の検証等を行うとともに、官民一体となった観光危機管理対策を迅速かつ的確に実施するため、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等との情報収集・発信体制の強化、観光危機管理対策の検証、観光危機管理知識の普及・啓発、危機対応・避難誘導訓練等の実施に努める。

(2) 観光危機発生時

県は、観光危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、観光危機管理対策を迅速かつ的確に行うため、観光危機の状況及び推移等に応じて、「観光危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）」、「観光危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という。）」、「観光危機管理準備体制（以下「準備体制」という。）」の観光危機管理体制をとって対応する（図表13）。

また、観光危機管理体制の設置にあたっては、OCVBとの役割及び連携を密にし、国、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機管理対策を行うものとする。

① 対策本部

観光危機により観光客の生命、身体に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのある場合、又は、観光産業の事業継続に重大な支障が生じ、若しくは生じるおそれのある場合に、迅速かつ的確に観光危機管理対策を実施するため、対策本部を設置する。

対策本部においては、観光危機の状況及び推移等に応じて、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機による観光客及び観光産業への被害情報の収集・分析・共有、観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等の対策を実施する。

② 警戒本部

観光危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に観光危機管理対策を実施するため、警戒本部を設置する。

警戒本部においては、観光危機の状況及び推移等に応じて、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機による観光客及び観光産業への被害情報の収集・分析・共有、観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等の対策を実施する。

③ 準備体制

観光危機の状況及び推移等によっては、観光客及び観光産業に甚大な被害をもたらし、警戒本部又は対策本部を設置した対応が必要となる可能性がある場合は、迅速かつ的確に観光危機管理対策を実施するため準備体制をとる。

準備体制においては、観光危機の状況及び推移等を監視し、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客及び観光産業への影響に関する情報を収集、分析及び共有する。

(図表 13) 観光危機発生時の観光危機管理体制

区 分	観光危機管理体制	主な取組
観光危機発生時 観光危機の状況及び推移等に応じて設置	対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興・事業継続支援 等
	警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興・事業継続支援 等
	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・観光危機情報の収集、分析及び共有

2. 配備職員の参集基準等

- (1) 県は、観光危機が発生し、又は発生するおそれがある場合の初期対応に万全を期し、観光危機に対応するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する（図表 14）。
- (2) 県は、観光危機が発生した場合において、当該危機の状況及び推移等に応じて速やかに対応するため、必要に応じて、職員による当直体制を整備するなど 24 時間対応可能な体制の確保に努める。
- (3) 観光危機管理体制の構成員等は、常時、参集時の連絡手段として携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。
- (4) 観光危機管理体制の構成員等が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合等も想定し、参集予定職員の次席の職員をあらかじめ代替職員として定めるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する（図表 15,16）。

(図表 14) 観光危機管理体制の配備体制

観光危機管理体制	配 備 体 制
対策本部	対策本部構成員、観光担当部主管課及び観光担当課の指定された職員が参集 ※構成員は、想定する観光危機に応じて参集
警戒本部	警戒本部構成員、観光担当部主管課及び観光担当課の指定された職員が参集 ※構成員は、想定する観光危機に応じて参集
準備体制	観光担当部主管課及び観光担当課の指定された職員が参集

(図表 15) 対策本部構成員及び代替職員

構成員名		代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	観光担当部長	観光担当統括監	観光担当部主管課長
副本部長	観光担当統括監	観光担当部主管課長	観光担当課長
本部員	観光担当部主管課長	観光担当部主管課副参事等	観光担当部主管課班長
	観光担当課長	観光担当課副参事等	観光担当課班長
	関係課長等	関係課副参事等	関係課班長

※「関係課」とは、「沖縄県観光危機管理対策本部設置要綱」で定める構成員(課)をいう。

(図表 16) 警戒本部構成員及び代替職員

構成員名		代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	観光担当統括監	観光担当部主管課長	観光担当課長
副本部長	観光担当部主管課長	観光担当部主管課副参事等	観光担当部主管課班長
	観光担当課長	観光担当課副参事等	観光担当課班長
本部員	関係課副参事等	関係課班長等	関係課職員

※「関係課」とは、「沖縄県観光危機管理警戒本部設置要綱」で定める構成員(課)をいう。

3. 観光危機管理体制設置の判断基準等

観光危機管理体制の設置に際しての判断基準及び方法は次のとおりとする(図表 17)。

(1) 判断基準

観光危機管理体制設置の判断は、観光危機の状況及び推移等を踏まえて行うものとする。

(2) 設置方法

① 観光危機管理体制が設置されていないとき

観光危機の状況及び推移等を観光担当部主管課長が観光担当部長（不在の場合は、観光担当統括監）に報告し、観光担当部長（不在の場合は、観光担当統括監）が観光危機管理体制を設置する。

② 観光危機管理体制が設置されているとき

観光危機の状況及び推移等を観光担当部主管課長が対策本部又は警戒本部において報告し、対策本部長又は警戒本部長（警戒本部の場合は警戒本部長が観光担当部長と調整し、観光担当部長が指示）が、体制の変更・廃止を決定する。

(図表 17) 観光危機管理体制設置の判断基準等

判断基準	判断時期	報告者	体制設置等決定者
観光危機の状況及び推移等	体制が設置されていないとき	観光担当部主管課長	観光担当部長（不在の場合は観光担当統括監）
	体制が設置されているとき	観光担当部主管課長	対策本部長又は警戒本部長

4. 沖縄県地域防災計画などの既存計画等に基づく体制との関係

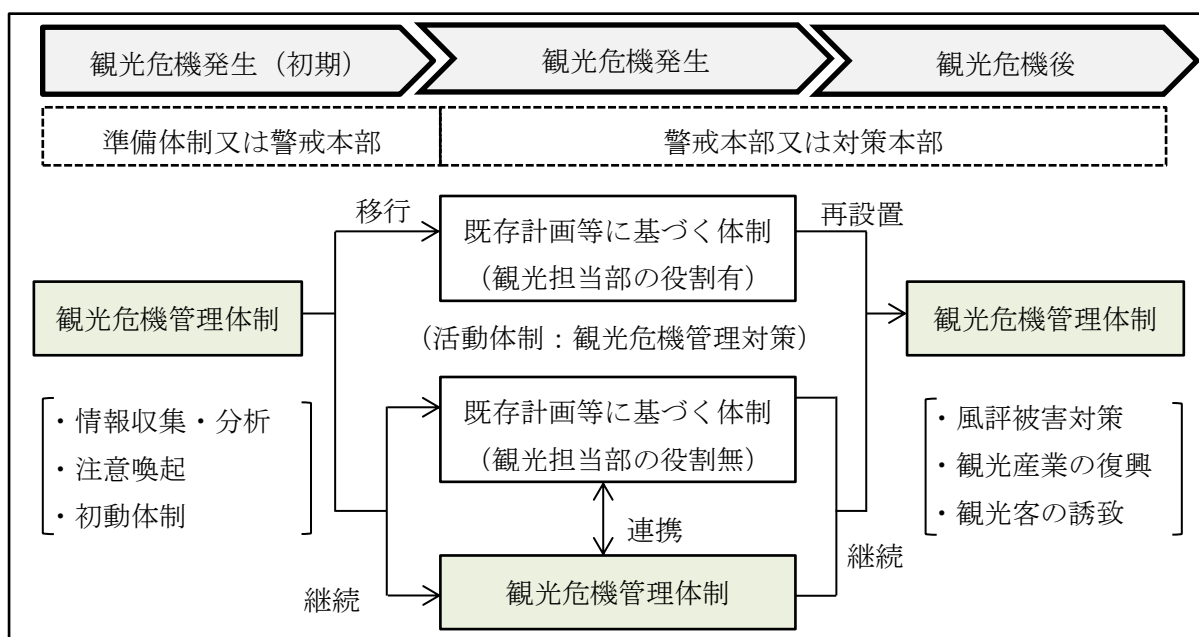
(1) 既存計画等に基づく体制が設置された場合

観光危機管理体制が設置されているときに、沖縄県災害対策本部（沖縄県地域防災計画）、沖縄県国民保護対策本部・沖縄県緊急対処事態対策本部（沖縄県国民保護計画）、沖縄県危機管理対策本部（沖縄県危機管理指針）、沖縄県新型インフルエンザ等対策本部（沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画）などの既存計画等に基づく体制が設置された場合は、当該既存計画等の体制に基づく観光担当部の役割として観光危機管理対策を行うものとする。

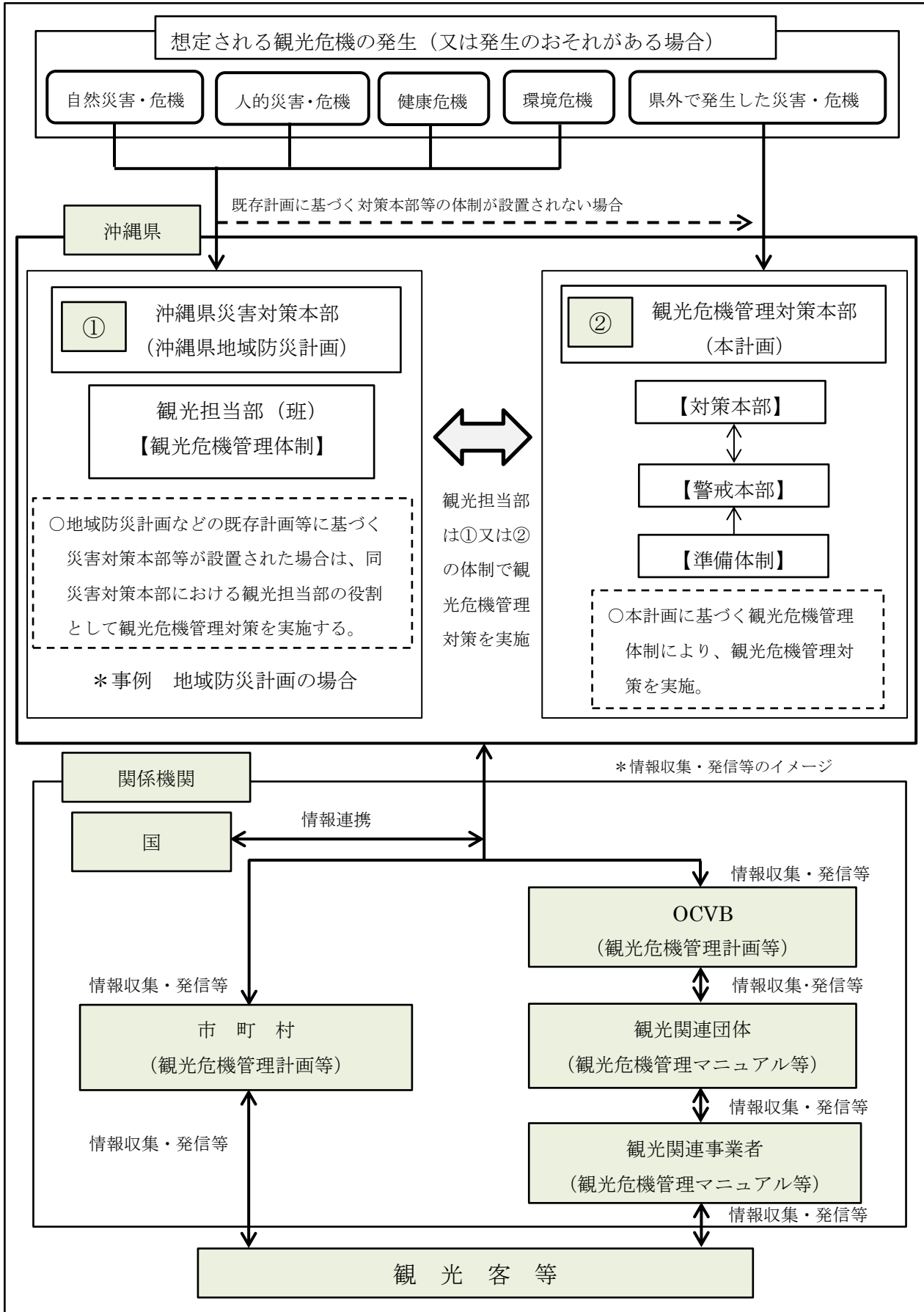
(2) 既存計画等に基づく体制が廃止された場合

沖縄県災害対策本部（沖縄県地域防災計画）、沖縄県国民保護対策本部・沖縄県緊急対処事態対策本部（沖縄県国民保護計画）、沖縄県危機管理対策本部（沖縄県危機管理指針）、沖縄県新型インフルエンザ等対策本部（沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画）などの既存計画等に基づく体制が廃止された場合において、観光危機による風評被害や、観光産業の早期復興・事業継続支援などの対策が必要な場合は、本計画に基づく観光危機管理体制を設置し、観光危機管理対策を行う。

(図表 18) 観光危機管理体制の主な流れ



(図表 19) 観光危機管理体制と地域防災計画などの既存計画等に基づく体制及び関係機関の位置づけ



第3章 平常時の減災対策 (Reduction)

1. 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくり

(1) 県

- ① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、多くの観光客等が利用する宿泊、観光及び交通施設等の観光関連施設の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策等に努める。
- ② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等の設置を促進する。
- ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備を図る。

(2) 市町村

- ① 市町村は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、地域の宿泊、観光及び交通施設等の被害低減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設等の耐震化促進に努める。
- ② 市町村は、県、近隣市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等の設置に努める。
- ③ 市町村は、県、近隣市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備に努める。

(3) OCVB

- ① OCVB は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、多くの観光客等が利用する宿泊、観光及び交通施設等の観光関連施設の耐震化促進に努める。
- ② OCVB は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の周知を図る。
- ③ OCVB は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備を図る。

(4) 観光関連団体

- ① 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機による加盟事業者の被害低減や観光客の安全を確保するため、加盟事業者の施設等の耐震化を促進する。
- ② 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、加盟事業者に対し、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等の設置促進を図る。
- ③ 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、加盟事業者に対し、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備を促進する。

(5) 観光関連事業者

- ① 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機による宿泊、観光及び交通施設（空港、港湾、バスターミナル、モノレール駅等）等への被害低減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設の耐震化を図るものとする。
- ② 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機発生時に宿泊、観光及び交通施設（空港、港湾、バスターミナル、モノレール駅等）等や、これらの施設周辺に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等の設置を行うものとする。
- ③ 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、宿泊、観光及び交通施設（空港、港湾、バスターミナル、モノレール駅等）等や、これらの施設周辺に滞在する観光客等に観光危機に関する情報を迅速かつ確実に伝達する体制の整備を図る。

2. 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化

(1) 県

- ① 県は、観光危機発生時の避難場所・避難経路の誘導標識について、国内・海外の観光客にも容易に判別できる統一的な図記号を作成し、市町村、観光関連団体・事業者への普及を促進する。
- ② 県は、観光客の安全対策として、市町村、宿泊、観光及び交通施設等の管理者における避難誘導標識の設置、管理施設への海拔表示及び防災マップの掲示等を促進するとともに、市町村、OCVB、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、バス、モノレール、タクシー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。
- ③ 県は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、防災マップや避難誘導標識等への外国語併記の促進、外国語による防災パンフレットを作成し、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発を図る。

(2) 市町村

- ① 市町村は、観光客の安全対策として、国内・海外の観光客にも容易に判別できる避難誘導標識の設置、管理施設への海拔表示及び防災マップの掲示等に努めるとともに、県、近隣市町村、OCVB、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、バス、モノレール、タクシー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化に努める。
- ② 市町村は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、地域の観光地や観光施設等の防災マップ及び避難誘導標識等への外国語の併記、外国語による防災パンフレットの作成に努め、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、地域に滞在する外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発に努める。

(3) OCVB

- ① OCVBは、観光客の安全対策として、宿泊、観光及び交通施設等の管理者における避難誘導標識の設置、管理施設への海拔表示及び防災マップの掲示等を促進するとともに、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、バス、モノレール、タクシー等）、レンタカー会社及びガソリン

第3章 平常時の減災対策 (Reduction)

スタンド等と連携して、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。

- ② OCVB は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、県及び市町村が作成する外国語による防災パンフレットや OCVB が作成する防災パンフレット等を外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発を図る。

(4) 観光関連団体

- ① 観光関連団体は、観光客の安全対策として、加盟事業者の施設等への避難誘導標識の設置、海拔表示及び防災マップの掲示等を促進するとともに、県、市町村、OCVB、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、バス、モノレール、タクシー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。
- ② 観光関連団体は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、県、市町村、OCVB が作成した外国語による防災パンフレット等を加盟事業者と連携して、外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発を図る。

(5) 観光関連事業者

- ① 観光関連事業者は、観光客の安全対策として、宿泊、観光及び交通施設等への避難誘導標識の設置、海拔表示及び防災マップの掲示等を推進するとともに、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して観光危機発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、観光施設マップなどを利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。
- ② 観光関連事業者は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、県、市町村、OCVB が作成した外国語による防災パンフレット等を外国人観光客に配布し、観光危機管理知識の普及・啓発を図る。

3. 地域住民や観光関連団体・事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

(1) 県

- ① 県は、OCVB と連携して、県民、市町村、観光関連団体・事業者等に対して、本計画等や台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症等の観光危機管理対策に関する知識及び役割等について普及・啓発を図るための説明会等を実施する。
- ② 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等の観光危機管理体制の強化を図るため、観光危機管理に関する指導者等の育成を推進する。
- ③ 県は、観光危機管理対策に関する知識等の普及・啓発を図るため、報道機関などの協力を得るほか、事例紹介やビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用し、普及宣伝を推進する。

(2) 市町村

- ① 市町村は、地域の特性や滞在する観光客の状況等を踏まえて、地域住民等による観光客への適切な避難誘導や、防災活動に資する防災マップ及び観光危機発生時の行動マニュアル等の作成に努めるとともに、地域住民等への配布や研修等の実施に努める。
- ② 市町村は、県と連携して観光危機管理対策に関する知識及び役割等を普及・啓発するため、地域住民や観光関連団体・事業者等に対する説明会等の実施に努める。

(3) OCVB

OCVBは、県と連携して、観光危機管理対策に関する知識及び役割等を普及・啓発するため、観光関連団体・事業者等に対する説明会等を実施するとともに、沖縄観光の安心・安全に関するガイド等の作成・配布に努める。

(4) 観光関連団体

観光関連団体は、県、市町村、OCVB等が開催する観光危機管理に関する説明会等へ積極的に参加し、加盟事業者の観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発を図る。

(5) 観光関連事業者

観光関連事業者は、県、市町村、OCVB等が開催する観光危機管理に関する説明会等へ積極的に参加するとともに、観光危機管理対策に関する知識及び役割等を従業員等に周知する。

第4章 危機対応への準備 (Readiness)

1. 市町村やOCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等・マニュアル・事業継続計画の策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施

(1) 県

- ① 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、市町村や、OCVB、観光関連団体・事業者の観光危機管理計画等やマニュアルの策定に向けた説明会等を実施する。
- ② 県は、市町村、OCVB、観光関連団体と連携して、観光危機後の観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るため、必要に応じて、観光危機に関する事業継続計画の策定促進に向けた説明会等への支援を行う。
- ③ 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、観光危機発生時における要支援観光客への対応等も踏まえ、観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を定期的実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。
- ④ 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、県外で発生した観光危機や、感染症、テロ等の様々なケースを想定した観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーションを必要に応じて実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

(2) 市町村

- ① 市町村は、観光危機発生時に、県、観光関連団体・事業者と連携して、迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、本計画等に基づき、地域の実情に応じた観光危機管理計画の策定又は、既存計画の見直し等に努めるものとする。
- ② 市町村は、県、OCVB、観光関連団体と連携して、観光危機後の地域の観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るため、必要に応じて、観光危機に関する事業継続計画策定促進に向けた説明会等の開催に努める。
- ③ 市町村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機を想定した地域の観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を実施し、観光危機管理体制の充実・強化に努める。
- ④ 市町村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、県外で発生した観光危機や、感染症、テロ等の様々なケースを想定した観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーションを必要に応じて実施し、観光危機管理体制の充実・強化に努める。

(3) OCVB

- ① OCVB は、観光危機発生時に、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、本計画等に基づき、観光危機管理計画等や、事業継続計画を策定する。
- ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体と連携して、観光危機後の観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るため、必要に応じて、観光危機に関する事業継続計画策定促進に向けた説明会等の開催を周知する。
- ③ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機を想定した観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

- ④ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、県外で発生した観光危機や、感染症、テロ等の様々なケースを想定した観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーションを必要に応じて実施し、観光危機管理体制の充実・強化に努める。

(4) 観光関連団体・事業者

- ① 観光関連団体・事業者は、本計画等に基づき、観光危機発生時に、県、市町村、OCVB と連携して、迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、観光危機管理に関するマニュアルの策定又は既存の防災マニュアル等の整備等を行うとともに、危機後の観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るための計画を策定するものとする。
- ② 観光関連団体・事業者は、県、市町村、OCVB 等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客や夜間等の対応を想定した観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。
- ③ 観光関連団体・事業者は、県、市町村、OCVB 等と連携して、県外で発生した観光危機や、感染症、テロ等の様々なケースを想定した観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーションを必要に応じて実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

2. 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化

(1) 県

- ① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路等の被害情報、医療機関等の正確な情報を迅速かつ確実に観光客に伝達する体制や、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起を発信する体制の充実・強化を図る。
- ② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における観光危機に関する情報等が観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行う。
- ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、ウェブサイト、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段の多様化・多重化を推進する。
- ④ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。

(2) 市町村

- ① 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化に努める。
- ② 市町村は、観光危機に関する情報の迅速な広報・伝達体制の確保に努めるとともに、発信する情報が地域に滞在している観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備に努める。
- ③ 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化に努めるとともに、ウェブサイト、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM

第4章 危機対応への準備 (Readiness)

を含む。) 、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。) などを用いた伝達手段の多様化・多重化に努める。

- ④ 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。

(3) OCVB

- ① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化を図るとともに、観光関連団体・事業者との情報収集・発信体制の強化、ウェブサイト及びソーシャルメディアによる危機情報の配信、多言語案内機能の体制強化を図る。
- ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における観光危機に関する情報等が観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行う。
- ③ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ (コミュニティ FM を含む。) 、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。) などを用いた伝達手段の多様化・多重化を推進する。
- ④ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。

(4) 観光関連団体

- ① 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機に関する情報等を収集する体制や、加盟事業者と連携して、正確な観光危機情報を観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化、施設の放送設備・拡声器等の伝達手段の整備を図る。
- ② 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機発生時における観光危機に関する情報が観光客等の迅速な避難誘導に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行う。
- ③ 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、加盟事業者と連携して、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。) などを用いた伝達手段の多様化・多重化を促進する。
- ④ 観光関連団体は、県、市町村、観光関連事業者等と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。

(5) 観光関連事業者

- ① 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機に関する情報等を収集する体制や、観光危機情報を迅速かつ確実に観光客等に伝達する体制の充実・強化、自社施設の放送設備・拡声器等の伝達手段の整備を行う。
- ② 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機発生時における観光危機に関する情報が観光客等の迅速な避難誘導に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行うとともに、従業員との連絡体制の強化及び避難誘導体制の整備に努める。
- ③ 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段の多様化・多重化を促進する。
- ④ 観光関連事業者は、県、市町村、観光関連団体等と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。

3. 要支援観光客への対応・支援体制の強化

(1) 県

- ① 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語などによる防災マップやパンフレット等を作成・配布し、県民や観光関連団体・事業者への観光危機管理知識の普及・啓発を図るとともに、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備を推進する。
- ② 県は、市町村、OCVB等と連携して、観光危機発生時における外国人観光客への避難誘導体制等の充実・強化を図るため、外国語通訳ボランティアの事前登録、活用体制の整備等や、専門的な資格や技能を有する者の把握に努める。

(2) 市町村

- ① 市町村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語などによる防災マップやパンフレット等を作成・配布し、住民や地域の観光関連団体・事業者への観光危機管理知識の普及・啓発を図るとともに、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備に努める。
- ② 市町村は、県、OCVB等と連携して、観光危機発生時における外国人観光客への避難誘導体制等の充実・強化を図るため、外国語通訳ボランティアの事前登録、活用体制の整備等や、専門的な資格や技能を有する者の把握に努める。

(3) OCVB

OCVBは、県、市町村等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語などによる防災パンフレット等を作成・配布し、観光関連団体・事業者等への観光危機管理知識の普及・

第4章 危機対応への準備（Readiness）

啓発を図るとともに、多言語対応のコールセンター及び観光案内所の機能強化、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備を推進する。

(4) 観光関連団体・事業者

観光関連団体・事業者は、県、市町村、OCVB等と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語などによる防災マップや施設内の避難誘導標識等への外国語の併記、従業員等への観光危機管理知識の普及・啓発を図るとともに、運行（運航）情報や避難情報等を確実に伝達するため、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備を推進する。

4. 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

(1) 県

- ① 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が安全に避難できる地域の避難施設や観光施設等の把握、充実・強化を図る。
- ② 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等の安全や、観光産業の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材の備蓄状況を把握し、必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備を促進する。
- ③ 県は、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に県民や観光客などの被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握し、観光客等にも配慮した必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備を促進する。

(2) 市町村

- ① 市町村は、地域における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を踏まえ、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等が安全に避難できる市町村の避難施設や、地域の観光関連施設の避難場所等の把握、充実・強化に努める。
- ② 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等の安全や、地域の観光産業の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材の備蓄状況を把握し、必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。
- ③ 市町村は、地域の観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に地域の避難施設等に避難している住民や観光客などの被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握し、観光客等にも配慮した必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

(3) 観光関連団体

観光関連団体は、加盟事業者等と連携して、加盟事業者の施設や施設周辺等における観光客数及び繁忙期、旅行行動形態等の状況を把握し、観光危機発生時における加盟事業者の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材や、観光客等の被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄（7日分）の確保を促進する。

(4) 観光関連事業者

観光関連事業者は、自施設や施設周辺等における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を把握し、観光危機発生時の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材や、観光客等の被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄（7日分）の整備に努める。

第5章 危機への対応 (Response)

1. 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置

(1) 県

- ① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の安全確保、観光産業への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。
- ② 県は、OCVBと連携して、観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制を設置するときは、市町村等に設置の通知等を行う。
- ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握、共有する初動体制を構築し、観光客への迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を推進する。

(2) 市町村

- ① 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、地域に滞在する観光客の安全確保、地域の観光産業への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策に努める。
- ② 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握、共有する初動体制を構築し、地域に滞在する観光客への迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等に努める。

(3) OCVB

- ① OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の安全確保、観光産業への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。
- ② OCVBは、県と連携して、観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制を設置するときは、観光関連団体・事業者に対して通知等を行う。
- ③ OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握・共有する初動体制を構築し、迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を推進する。

(4) 観光関連団体

- ① 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光客の安全確保、加盟事業者への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。
- ② 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光客や加盟事業者の被害状況を収集・把握・共有する初動体制を構築し、観光客への迅速かつ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を推進する。

(5) 観光関連事業者

- ① 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光客や従業員の安全確保、自社施設への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。
- ② 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、自社施設や施設周辺に滞在する観光客や施設の被害状況を収集・把握・共有する初動体制を構築し、観光客への迅速か

つ確実な情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等を行う。

2. 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化

(1) 県

- ① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路、医療機関等の情報を収集・共有、総合的に発信する体制を整備し、県内に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。
- ② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信を行うとともに、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段による情報発信を行う。
- ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に伴う通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。
- ④ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、県内に滞在する観光客や国内・海外の観光関連事業者及び観光市場に対して観光危機に関する正確な情報を発信するとともに、必要に応じて、観光関連施設、空港、港湾、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行（運航）情報等について、報道機関などを活用した発信を行う。

(2) 市町村

- ① 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする地域の交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路、医療機関等の情報を収集・共有、総合的に発信する体制を整備し、地域に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信に努める。
- ② 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた地域における早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信に努めるとともに、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している地域に滞在する観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段による情報発信に努める。
- ③ 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。
- ④ 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、地域に滞在する観光客等に対して観光危機に関する正確な情報の発信に努めるとともに、必要に応じて、地域の観光関連施設、空港、港湾、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行（運航）情報等について、報道機関などを活用した発信に努める。

(3) OCVB

- ① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路、医療機関等の情報を収集・共有、総合的に発信する体制を整備し、県内に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。
- ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信を行うとともに、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段による情報発信を行う。
- ③ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。
- ④ OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、県内に滞在する観光客や国内・海外の観光関連事業者及び観光市場に対して観光危機に関する正確な情報を発信するとともに、必要に応じて、観光関連施設、空港、港湾、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行（運航）情報等について、報道機関などを活用した情報発信を行う。

(4) 観光関連団体

- ① 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする加盟事業者の情報を発信する体制を整備し、県内に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。
- ② 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信を行うとともに、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯電話等を用いた伝達手段による情報発信を促進する。
- ③ 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。
- ④ 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、県内に滞在する観光客や国内・海外の観光関連事業者及び観光市場に対して加盟事業者に関する正確な情報を発信する。

(5) 観光関連事業者

- ① 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報等を発信する体制を整備し、県内に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。
- ② 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、要支援観光客にも配慮した効果的な情報発信を行うとともに、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、

ソーシャルメディア、携帯電話等を用いた伝達手段による情報発信を行う。

- ③ 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機による通信設備等の障害などにより電気通信事業用設備（電話、携帯電話）の利用ができなくなった場合は、非常用通信手段による情報発信に努める。
- ④ 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、県内に滞在する観光客や国内・海外の観光関連事業者及び観光市場に対して正確な情報を発信する。

3. 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認

(1) 県

県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導等を促進するとともに、観光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認を行う。

(2) 市町村

市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導に努めるとともに、観光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及び県への報告に努める。

(3) OCVB

OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導を促進するとともに、観光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及び県への報告を行う。

(4) 観光関連団体

観光関連団体は、県、市町村、観光関連事業者等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導を促進するとともに、観光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及びOCVBへの報告を行う。

(5) 観光関連事業者

観光関連事業者は、県、市町村、観光関連団体等と連携して、要支援観光客にも配慮した観光客の安全かつ確実な避難誘導を実施するとともに、観光客の避難情報及び安否情報や警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認及び観光関連団体又はOCVBへの報告を行う。

4. 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応

(1) 県

- ① 県は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客が県内に滞留している場合は、帰宅困難者対策として、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国、市町村、OCVB、沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、対応を行う。
- ② 県は、帰宅困難者対策の実施にあたり、必要に応じて、観光客の輸送等に関する業務について専門性と実施能力を有する観光関連団体・事業者への協力依頼を行う。
- ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、交通機関や道路等の状況、緊急時の輸送手段などに関する情報を収集・整理し、帰宅困難となっている観光客に対して、ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して情報を発信する。
- ④ 県は、国、外国公館等と連携して、外国人観光客の帰宅困難者対策として必要な情報収集等を行い、ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して情報を発信する。
- ⑤ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、被災した観光客の家族や関係者への正確な情報提供や滞在中の必要な対応を行うとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した情報発信・提供に努める。

(2) 市町村

- ① 市町村は、観光危機により運休・欠航等している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客が地域に滞留している場合は、帰宅困難者対策として、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国、県、OCVB、沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、対応に努める。
- ② 市町村は、帰宅困難者対策の実施にあたり、必要に応じて、地域に滞在する観光客の輸送等に関する業務について専門性と実施能力を有する観光関連団体・事業者への協力依頼等に努める。
- ③ 市町村は、国、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、地域の交通機関や道路等の状況、緊急時の輸送手段などに関する情報を収集・整理し、帰宅困難となっている観光客に対して、ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して情報発信に努める。
- ④ 市町村は、国、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、被災した観光客の家族や関係者への地域の正確な情報提供や滞在中の必要な対応を行うとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した情報発信・提供に努める。

(3) OCVB

- ① OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、帰宅困難者対策を行うとともに、交通機関や道路等の状況、緊急時の輸送手段などに関する情報を帰宅困難となっている観光客に対して、ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して発信する。
- ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、被災した観光客の家族や関係者への正確な情報提供や滞在中の必要な対応を行うとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した情報発信・提供に努める。

(4) 観光関連団体・事業者

- ① 観光関連団体・事業者は、県、市町村、OCVB 等と連携して、帰宅困難者対策を行うとともに、交通機関や道路等の状況、緊急時の輸送手段などに関する情報を帰宅困難となっている観光客に対して、ウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して発信する。
- ② 観光関連団体・事業者は、県、市町村、OCVB 等と連携して、帰宅困難となっている観光客の輸送及び操配業務などの対応業務に協力するとともに、被災した観光客の家族や関係者への正確

な情報提供や滞在中の必要な対応、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した情報発信・提供に努める。

5. 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化

(1) 県

- ① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、医療機関等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供を行う。
- ② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、県内に滞在する観光客の情報収集体制の充実・強化を図るとともに、行方不明観光客の搜索、救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供を行う。
- ③ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、医療機関等と連携して、観光危機により負傷・り患等した外国人観光客への対応に必要な外国語通訳ボランティアなどの活用を図るとともに、必要に応じて、県外からの医療通訳者の派遣等に努める。
- ④ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、医療機関等と連携して、負傷・り患等した観光客に関する情報収集の充実・強化を図るとともに、医療活動を行う関係機関への情報提供を行う。

(2) 市町村

- ① 市町村は、県、近隣市町村、観光関連団体・事業者、医療機関等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供に努める。
- ② 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、地域に滞在する観光客の情報収集体制の充実・強化を図るとともに、行方不明観光客の搜索、救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供に努める。
- ③ 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、医療機関等と連携して、観光危機により負傷・り患等した外国人観光客への対応に必要な外国語通訳ボランティアなどの活用に努める。
- ④ 市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、医療機関等と連携して、負傷・り患等した観光客に関する情報収集の充実・強化を図るとともに、医療活動を行う関係機関への情報提供に努める。

(3) OCVB

OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供等を行う。

(4) 観光関連団体

観光関連団体は、県、市町村、OCVB、加盟事業者等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供等を行う。

第5章 危機への対応 (Response)

(5) 観光関連事業者

観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供等を行う。

6. 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給

(1) 県

県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、市町村や観光関連事業者における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給に努める。

(2) 市町村

市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、市町村の避難施設や地域の観光関連施設における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給に努める。

(3) 観光関連団体

観光関連団体は、加盟事業者と連携して、加盟事業者等における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知に努める。

(4) 観光関連事業者

観光関連事業者は、自施設に避難している観光客等への食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の供給に努める。

7. 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

(1) 県

① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時において、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを通じて発信される観光危機及び観光産業に関する情報を収集・整理する。

② 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機及び観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、正確な情報を報道機関やウェブサイトなどを活用して公式発表を行うとともに、国や外国公館等の関係機関を通じて、国内・海外に対し情報を発信し、風評被害の発生防止に努める。

(2) 市町村

市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機及び観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告・連携して、報道機関やウェブサイトなどを活用して正確な情報の発信に努める。

(3) OCVB

① OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機発生時において、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどで発信される観光危機及び観光産業に関する情報を広範かつ継続的に検索し、モニタリング（監視）を行う。

② OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機及び観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告・

連携し、正確な情報を国内・海外の旅行者に伝達するとともに、報道機関やウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用して発信し、風評被害の発生防止に努める。

(4) 観光関連団体・事業者

観光関連団体・事業者は、観光危機や観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、OCVBに報告・連携し、正確な情報をウェブサイトなどを活用して発信し、風評被害の発生防止に努める。

第6章 危機からの回復（Recovery）

1. 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置

(1) 県

県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

(2) 市町村

市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、地域の宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化に努める。

(3) OCVB

OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

(4) 観光関連団体

観光関連団体は、県、市町村、OCVB、加盟事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

(5) 観光関連事業者

観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光客の誘致促進や、自施設・経営等の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

2. 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化

(1) 県

① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響・被害から観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動や、事業継続支援等を迅速かつ効果的に推進するための施策等を企画・実施する。

② 県は、観光産業の早期復興に向けた施策等の企画にあたっては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「沖縄県観光振興基本計画」等の観光振興施策との整合性を図るものとし、国内・海外市場に対して積極的かつ効果的な観光誘客プロモーション活動等を展開するため、国内・海外の観光業界や航空会社等との連携強化を図る。

(2) 市町村

市町村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響・被害から地域の観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動等や、観光事業者の事業継続支援等の実施に努めるものとする。

(3) OCVB

OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機の影響・被害から観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動や、事業継続支援等を迅速かつ効果的に推進するための取組を企画・実施する。

3. 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施

(1) 県

- ① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により被害を受けた宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を積極的に実施する。
- ② 県は、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施にあたっては、国内・海外の市場の状況を踏まえた航空路線別プロモーション、テレビ・ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用した情報発信、修学旅行・MICEの誘致対策、集客イベント等の様々な施策を行うものとする。

(2) 市町村

- ① 市町村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により被害を受けた地域の宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施に努める。
- ② 市町村は、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施にあたっては、国内・海外の旅行市場の状況を踏まえた地域の観光プロモーション、テレビ・ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用した情報発信、修学旅行・MICEの誘致対策、集客イベント等の様々な施策に努めるものとする。

(3) OCVB

- ① OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により被害を受けた宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を積極的に実施する。
- ② OCVBは、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施にあたっては、国内・海外の旅行市場の状況を踏まえた航空路線別プロモーション、テレビ・ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用した情報発信、修学旅行・MICEの誘致対策、集客イベント等の様々な施策を行うものとする。

(4) 観光関連団体

- ① 観光関連団体は、県、市町村、OCVB、加盟事業者等と連携して、観光危機により被害を受けた加盟事業者の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報の発信を行うとともに、県外の観光関連団体等に対して、観光危機後の観光客の誘致に向けたプロモーション活動等に協力するよう働きかけを行う。
- ② 観光関連団体は、加盟事業者に対して、県等の実施するプロモーション活動等への協力を促すとともに、加盟事業者と連携して観光客誘致促進のための旅行商品の企画・造成等を促進する。

(5) 観光関連事業者

- ① 観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機による被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を発信するとともに、県外の観光関連事業者等に対して、観光危機後の観光客の誘致に向けたプロモーション活動等に協力するよう働きかけを行う。

第6章 危機からの回復（Recovery）

- ② 観光関連事業者は、県等の実施するプロモーション活動等に協力するとともに、観光客の誘致に向けた旅行商品の企画・造成、販売促進活動等を推進する。

4. 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策

(1) 県

- ① 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた宿泊、観光及び交通施設等の営業状況や復旧情報を収集、整理し、ウェブサイトやソーシャルメディア、報道機関などを活用して国内・海外の旅行市場に積極的に発信し、観光産業の回復を広く周知するなど、風評被害対策を推進する。
- ② 県は、観光危機後、観光産業に負の影響を与える情報等の流布が懸念される時は、これらの風評被害を防止するため、国内・海外の旅行市場に向けて正確な情報をウェブサイトや報道機関などを活用して発信するものとする。
- ③ 県は、国、市町村、OCVB等と連携して、沖縄観光に対して高いレベルの注意喚起や渡航の延期勧告等の情報が発出されている国の政府や国際機関等に、県内の観光地や観光産業の回復状況に関する情報を積極的に提供するなどの働きかけを継続的に実施し、渡航情報レベルの引き下げに努める。

(2) 市町村

市町村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた地域の宿泊、観光及び交通施設等の営業状況や復旧情報を収集、整理し、ウェブサイトやソーシャルメディア、報道機関などを活用して国内・海外の旅行市場に積極的に発信し、地域の観光産業の回復を広く周知するなど、風評被害対策に努める。

(3) OCVB

- ① OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた宿泊、観光及び交通施設等の営業状況や復旧情報をウェブサイトやソーシャルメディア、報道機関などを活用して国内・海外の旅行市場に積極的に発信し、観光産業の回復を広く周知するなど、風評被害対策を推進する。
- ② OCVBは、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、国内・海外の旅行市場に対し、県内の観光地や観光施設等の回復・営業などの状況を正確に伝えるとともに、国内・海外の旅行業者等を現地視察に招待するなど、観光産業の回復等の周知に努める。
- ③ OCVBは、県と連携し、海外事務所等を通じて海外の旅行業者等に観光地及び観光産業の回復状況などの正確な情報を提供するとともに、セミナーや海外旅行会社の招聘等を実施し、国内・海外の旅行業者における沖縄への旅行商品の造成・販売を促進する。

(4) 観光関連団体

観光関連団体は、県、市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた加盟事業者の営業状況や復旧情報をウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して国内・海外に積極的に発信し、加盟事業者の回復を広く周知するなど、風評被害対策を推進する。

(5) 観光関連事業者

観光関連事業者は、県、市町村、OCVB、観光関連団体等と連携して、観光危機により影響を受けた事業の営業状況や復旧情報をウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して国内・海外に積極的に発信し、風評被害対策を推進する。

5. 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施

(1) 県

- ① 県は、国、市町村、政府系金融機関、民間金融機関、信用保証協会等と連携して、観光危機で被害を受けた観光関連事業者に対する復興資金の緊急融資等を推進する。
- ② 県は、市町村と連携して、観光産業の事業継続を図るため、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会等の協力を求めて、金融相談を行い、観光危機で被害を受けた観光関連事業者に対する融資の指導、あっせんを行う。
- ③ 県は、政府系金融機関、民間金融機関、信用保証協会等と連携して、観光危機で被害を受けた観光関連事業者に対し、既存融資の返済条件の変更等に柔軟に対応できるよう取り組む。

(2) 市町村

- ① 市町村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機で被害を受けた地域の観光産業の早期復興・事業継続支援等の実施に努めるものとする。
- ② 市町村は、県等と連携して、地域の観光関連事業者の事業継続を図るため、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会等の協力を求めて、金融相談を行い、観光危機で被害を受けた地域の観光関連事業者に対する融資の指導、あっせんに努める。

(3) OCVB

OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機で被害を受けた観光産業の早期復興・事業継続支援等を実施する。

(4) 観光関連団体・事業者

観光関連団体・事業者は、観光危機で被害を受けた観光関連事業者等の早期復興・事業継続に必要な取組を推進する。

6. 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

(1) 県

県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者、政府系金融機関、民間金融機関等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援を推進する。

(2) 市町村

市町村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者、政府系金融機関、民間金融機関等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた地域の観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援に努める。

(3) OCVB

OCVB は、県、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援を推進する。

（4）観光関連団体・事業者

観光関連団体・事業者は、観光危機により観光施設等が損傷し、又は交通障害やライフラインの障害のために休業などに至った場合において、従業員の雇用を可能な限り継続するとともに、休業期間を利用して従業員の人材育成等を推進するなど、営業再開後のサービスレベルの向上に努めるものとする。

第7章 計画の効果的な実現

1. 実行計画の策定

県は、本計画を確実に推進するため、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して必要な財源の確保に努めるとともに、想定する観光危機毎の具体的な取組を定める実行計画を策定し、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等の策定促進を支援する。

(1) 県

- ① 県は、本計画を確実に推進するため、実行計画を策定する。
- ② 県は、実行計画において、想定する観光危機毎に、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等における観光危機管理対策の具体的な役割等を定め、観光危機管理体制の構築を図る。
- ③ 県は、本計画及び実行計画に基づいて、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者における観光危機管理計画等や、マニュアルの策定促進に向けた説明会等の実施に努める。
- ④ 県は、国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機管理に関する訓練を定期的実施し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう観光危機管理体制及び対策の充実・強化を図る。

(2) 市町村

- ① 市町村は、本計画及び実行計画に基づき、市町村間の連携や、地域の特性に十分配慮した観光危機管理計画の策定、又は既存の関係計画等との整合性を図るよう努める。
- ② 市町村は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機管理に関する訓練を定期的実施し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう観光危機管理体制及び対策の充実・強化に努める。

(3) OCVB

- ① OCVB は、本計画及び実行計画に基づき、観光危機管理計画等を策定する。
- ② OCVB は、県、市町村、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機管理に関する訓練を定期的実施し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう観光危機管理体制及び対策の充実・強化を図る。

(4) 観光関連団体・事業者

- ① 観光関連団体・事業者は、本計画及び実行計画に基づき、観光危機管理マニュアルの策定、又は既存マニュアルとの整合性を図るものとする。
- ② 観光関連団体・事業者は、県、市町村、OCVB 等と連携して、観光危機管理に関する訓練を定期的実施し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう観光危機管理体制及び対策の充実・強化を図る。

2. 計画の進捗管理、見直し

本計画は、実際の観光危機への対応や訓練等を通じて内容を検証し、観光危機発生時に迅速かつ的確な対応が出来るよう継続的に見直しを行う必要がある。

また、本計画の見直しにあたっては、観光危機管理に関する取組の進捗状況、計画内容の有効性かつ実行性等を随時検証するとともに、国内・海外の旅行市場や、観光客の旅行形態等の変化なども的確に反映するものとする。

(1) 県

- ① 県は、本計画の見直しを5年毎に実施する。ただし、関連する既存計画等の改定等があった場合や本計画の改定が必要な新たな観光危機対応が生じた場合は、必要に応じて本計画の改定を行うものとする。
- ② 県は、本計画に基づく危機対応や訓練等において、実行計画を見直す必要がある場合は、随時、実行計画を改定するものとする。

(2) 市町村

- ① 市町村は、観光危機管理計画等に基づく危機対応や訓練等において、当該計画等を見直す必要がある場合は、改定に努めるものとする。
- ② 市町村は、本計画又は実行計画が改定されたときは、県、OCVB、観光関連団体・事業者等との連携を図るため、観光危機管理計画等の改定に努めるものとする。

(3) OCVB

- ① OCVBは、観光危機管理計画等に基づく危機対応や訓練等において、当該計画等を見直す必要がある場合は、改定を行うものとする。
- ② OCVBは、本計画又は実行計画が改定されたときは、県、市町村、観光関連団体・事業者等との連携を図るため、観光危機管理計画等の改定を行うものとする。

(4) 観光関連団体・事業者

- ① 観光関連団体・事業者は、観光危機管理マニュアル等に基づく危機対応や訓練等において、当該マニュアル等を見直す必要がある場合は、改定を行うものとする。
- ② 観光関連団体・事業者は、本計画又は実行計画が改定されたときは、県、市町村、OCVB等との連携を図るため、観光危機管理マニュアル等の改定を行うものとする。

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

観光危機管理体制に係る主な取組については、国、県、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等が連携して以下の取組を推進するものとする。

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
国		内閣府 沖縄総合事務局	総務部		(1) 観光危機情報等の伝達体制整備及び収集・共有・発信等に関する事。こと。	(1) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関する事。こと。 (2) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関する事。こと。
			開発建設部		(1) 直轄施設の災害対策及び復旧対策に関する事。こと。 (2) 観光関連施設の耐震化促進に関する事。こと。 (3) 避難場所・避難経路の周知及び避難誘導標識等の設置促進（許認可等）に関する事。こと。 (4) 直轄国道、港湾等の被害・復旧などの観光危機情報の伝達体制整備及び収集・提供・発信等に関する事。こと。 (5) 国営公園の被害・運営情報及び観光客等の避難誘導・安否情報などの観光危機情報の伝達体制整備及び収集・提供・発信等に関する事。こと。	(1) 直轄国道に関する災害対策 (2) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 (3) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 (4) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 (5) 大規模土砂災害における緊急調査 (沖縄総合事務局防災業務計画(防災機関の処理すべき事務)等) 【直轄国道に関する災害対策】 (1) 直轄国道に関する被害情報等状況の把握、関係機関への連絡に関する事。こと。 (2) 直轄国道に関する交通規制または迂回路の指示、関係機関との連絡調整に関する事。こと。 【直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策】 (1) 管理ダムの情報、被害状況及び応急復旧等の収集・整理・連絡に関する事。こと。 【直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策】 (1) 港湾施設等の災害復旧対策に関する事。こと。 (2) 空港施設等の災害復旧対策に関する事。こと。 (3) 災害復旧対策に関わる広報資料の作成に関する事。こと。 (4) 地方公共団体等が管理又は施工する施設の災害情報に関する事。こと。 【公共土木施設の応急復旧の指導、支援】 (1) 国営公園の被害・運営・復旧などの観光危機情報の伝達体制整備及び収集・提供・発信等に関する事。こと。 【大規模土砂災害における緊急調査】 (1) 水害・土砂災害に関する被害情報等状況把握、関係機関等への連絡に関する事。こと。 (2) 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施および土砂災害緊急情報の伝達に関する事。こと。 (3) 大規模な水害・土砂災害により甚大な被害が生じた地域における復旧・復興支援に関する事。こと。

卷末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
			運輸部		(1)観光危機情報等の伝達体制整備及び収集・共有・発信等に関する事。 (2)帰宅困難者対策に関する事。	(1)災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策 (2)災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 (3)災害時における輸送関係機関との連絡調整
		国土交通省大阪航空局那覇空港事務所	総務部		(1)航空機の運航情報などの観光危機情報等の伝達体制整備及び収集・共有・発信等に関する事。	(1)空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助 (2)航空運送事業者に対する輸送の協力要請 (3)被災者、救助物質等の航空機輸送の調整
		第十一管区海上保安本部			〈沖縄県地域防災計画等に基づき連携〉	(1)警報等の伝達に関する事。 (2)情報の収集に関する事。 (3)海難救助等に関する事。 (4)緊急輸送に関する事。 (5)物資の無償貸与又は譲与に関する事。 (6)関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。 (7)流出油等の防除に関する事。 (8)海上交通安全の確保に関する事。 (9)警戒区域の設定に関する事。 (10)治安の維持に関する事。 (11)危険物の保安措置に関する事。
		沖縄気象台			〈沖縄県地域防災計画等に基づき連携〉	(1)気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2)気象業務に必要な観測体制の充実、予報、通信等の施設及び設備の整備 (3)気象、地象(地震にあっては、地震動に限る。)、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災・報道機関を通じた住民への周知 (4)緊急地震速報に関する周知・広報 (5)市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 (6)災害の発生が予想されるときや災害発生時における沖縄県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等 (7)沖縄県、市町村その他の防災機関と連携した防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発
		沖縄総合通信事務所			〈沖縄県地域防災計画等に基づき連携〉	(1)非常の場合の電気通信の監理(非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など) (2)災害時における非常通信の確保 (3)災害対策用移動通信機器の貸出 (4)沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
		沖縄労働局			〈沖縄県地域防災計画等に基づき連携〉	(1)災害時における労働災害防止対策 (2)災害に関連した失業者の雇用対策
		自衛隊			〈沖縄県地域防災計画等に基づき連携〉	(1)災害派遣の準備 (2)災害派遣の実施
		厚生労働省那覇検疫所			〈沖縄県感染症予防計画等に基づき連携〉	(沖縄県感染症予防計画) (1)感染症の病原体の国内への侵入防止(検疫法に基づく事務)

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
沖縄県		沖縄県	文化観光スポーツ部	観光政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2) 本計画及び観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (3) 市町村・観光関連事業者等の観光危機管理計画等やマニュアルの策定促進に関する事。 (4) 観光危機管理体制の設置・廃止及び対策の総括に関する事。 (5) 観光危機管理体制の庶務及び既存計画等の体制との連絡体制に関する事。 (6) 観光危機管理体制の運用訓練等に関する事。 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (8) 観光客の避難情報、被害状況等の一元管理、安否確認、報道機関等を活用した避難情報等の発信に関する事。 (9) 観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、施策等の企画・実施に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の庶務及び連絡調整に関する事。 (2) 部所管の被害状況の総括に関する事。 (3) 部の関係機関との連絡調整に関する事。
				観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光関連施設の耐震化促進に関する事。 (2) 避難経路・避難地の確保、避難誘導標識等の設置促進及び統一的な図記号の普及促進に関する事。 (3) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (4) 本計画及び観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (5) 観光危機管理に関する指導者等の育成に関する事。 (6) 市町村・観光関連事業者等の観光危機管理計画等、マニュアル及び事業継続計画の策定促進に関する事。 (7) 観光危機管理体制の参画・連携に関する事。 (8) 観光施設等における避難誘導訓練の実施に関する事。 (9) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (10) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (11) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、避難施設や観光施設等の避難・収容状況等の把握に関する事。 (12) 外国語通訳ボランティアの事前登録・活用体制の整備等に関する事。 (13) 関係機関に対する観光客の避難を想定した施設・資機材等の整備や食料等の備蓄の促進と連携に関する事。 (14) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握、情報発信等に関する事。 (15) 観光客の避難情報、被害状況等の一元管理、安否確認、報道機関等を活用した避難情報等の発信に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光客への情報提供等に関する事。 (2) 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(16) 帰宅困難者対策、交通機関、外国公館等と連携した情報発信、家族や関係者対応に関する事。 (17) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (18) 風評被害対策の推進、外国政府の沖縄観光に対する渡航危険度レベルの引き下げのための関係機関との調整等に関する事。 (19) 観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、施策等の企画連携・実施に関する事。 (20) 観光産業の早期復興に向けたプロモーション及び人材育成等の実施、緊急融資・雇用継続支援の促進に関する事。	
				文化振興課	(1) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。	(1) 文化施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
				スポーツ振興課	(1) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。	(1) 社会体育施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
			知事公室	広報交流課	(1) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2) 観光危機情報に関するテレビ・ラジオ放送、新聞発表その他の広報連携に関する事。 (3) 観光危機時における通訳ボランティアの組織化等に関する事。 (4) 観光危機管理体制の参画・連携に関する事。 (5) 外国公館等と連携した帰宅困難者対策に関する事。 (6) 報道機関と連携した風評被害対策に関する事。	(1) 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関する事。 (2) 災害写真の撮影、収集及び収録に関する事。 (3) 記者発表に関する事。 (4) 災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する事。
				地域安全政策課	(1) 観光危機に係る調査研究及び分析評価等の情報提供に関する事。 (2) 基地関連の観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (3) 観光危機管理体制の参画・連携に関する事。	(1) 部内各班又は他部の応援に関する事。
				防災危機管理課	(1) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の設置促進及び統一的な図記号の作成及び普及・周知に関する事。 (3) 非常用通信手段の整備等の連携に関する事。 (4) 観光危機管理体制の設置及び対策、既存計画等に基づく体制との連携及び連絡調整に関する事。 (5) 帰宅困難者対策の連携に関する事。 (6) 国、自衛隊、消防等の防災関係機関との連絡調整に関する事。 (7) 観光危機時における施設・資機材等の整備促進や食料等の備蓄・供給の促進に関する事。	(1) 本部の設置及び廃止に関する事。 (2) 防災関係機関との連絡調整に関する事。 (3) 地方本部との連絡調整に関する事。 (4) 各部の分掌事務の調整に関する事。 (5) 本部の庶務に関する事。 (6) 被災市町村への指導、助言及び応援に関する事。 (7) 災害情報等の収集及び伝達に関する事。 (8) 災害現地視察調査に関する事。 (9) 被害調査書の作成及び配布に関する事。 (10) 非常通信の運用に関する事。 (11) 自衛隊への災害派遣要請に関する事。 (12) 広域応援要請に関する事。 (13) 市町村長又は消防長に対する災害防衛活動の指示に関する事。

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
						(14) 消防庁への災害報告及び国との連絡調整に関する事。 (15) 国等からの災害調査団の受入れの総括に関する事。
				基地対策課	(1) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2) 観光危機管理体制の参画及び、米軍との連携に関する事。	(1) 米軍との連携にかかる連絡に関する事。
			企画部	交通政策課	(1) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2) 観光危機管理体制の参画・連携に関する事。 (3) 交通機関との連絡調整及び帰宅困難者対策の連携に関する事。	(1) 災害時における交通体系の連絡調整に関する事。
				地域・離島課	(1) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2) 観光危機管理体制の参画・連携に関する事。 (3) 離島等における帰宅困難者対策及び観光産業の早期復興等の連携に関する事。 (4) 観光危機時の水の需要及び供給についての連絡調整に関する事。	(1) 水の需要及び供給についての連絡調整に関する事。 (2) 災害時における地域離島の振興対策に関する事。
			環境部	環境保全課	(1) 大気汚染、原子力災害等の観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2) 観光危機管理体制の参画・連携に関する事。	(1) 公害の調査及び対策に関する事。 (2) 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関する事。
			子ども生活福祉部	消費・くらし安全課	(1) 観光危機時のボランティア総合窓口の設置、避難所等の総合対策に関する事。 (2) 観光危機管理体制の参画・連携に関する事。 (3) 観光危機時における被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関する事。 (4) 観光危機時における消費生活の総合調整に関する事。	(1) 災害救助法の適用に関する事。 (2) 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事。 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関する事。 (4) 災害時における消費生活の総合調整に関する事。 (5) ボランティア総合窓口の設置に関する事。 (6) 避難所等の総合対策に関する事。 (7) 生活再建支援に関する事。 (8) 災害時における交通安全対策に関する事。
			保健医療部	保健医療政策課	(1) 観光危機管理体制の参画・連携に関する事。 (2) 観光危機時における医療及び助産に関する事。 (3) 観光危機時における救護班の編成及び派遣並びに被災者（観光客含む）の救護に関する事。 (4) 観光危機時における観光客の医療機関等への受け入れに関する事。 (5) 観光危機時における医療関係機関・団体との連絡調整に関する事。	(1) 災害時における医療及び助産に関する事。 (2) 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 (3) 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事。 (4) 医療関係機関・団体との連絡に関する事。 (健康危機管理対策要綱) (1) 医療機関等との連絡調整 (2) その他関係する情報の収集・分析 (3) 医療機関等における被害者の受け入れ・治療体制の整備、調整

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
				健康長寿課	(1)感染症などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (2)観光危機管理体制の参画・連携に関する事	(1)災害時における感染症対策に関する事 (健康危機管理対策要綱) (1)保健所(那覇市保健所含む)や他部局及び部内各課との連絡調整 (2)マスコミ対応 (3)感染症その他保健予防に関する情報の収集・分析
				生活衛生課	(1)食中毒などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (2)観光危機管理体制の参画・連携に関する事 (3)観光危機時における外国人を含む観光客の死体処理に関する事 (4)観光危機時における食品衛生及び飲料水の供給に関する事	(1)災害時の食品衛生に関する事 (2)水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関する事 (3)飲料水の供給に関する事 (4)応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関する事 (5)災害時における死体の埋葬処理に関する事 (健康危機管理対策要綱) (1)食中毒、飲料水、生活環境、その他関係する情報の収集・分析
				薬務疾病対策課	(1)有毒生物などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (2)観光危機管理体制の参画・連携に関する事 (3)観光危機時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事	(1)災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事 (2)薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関する事 (3)災害時における毒物及び劇物に関する事 (健康危機管理対策要綱) (1)医薬品、毒劇物その他関係する情報の収集・分析 (2)医薬品等の備蓄及び供給体制の整備
			商工労働部	産業政策課	(1)大規模停電などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信、関係機関との連携に関する事 (2)観光危機管理体制の参画・連携に関する事 (3)観光産業の早期復興・事業継続に向けた施策等の連携に関する事	(1)部の庶務及び連絡調整に関する事 (2)部所管の被害状況の総括に関する事 (3)大阪事務所との連絡に関する事 (4)災害時における高圧ガス及び火薬類等の保安に関する事 (5)LPガス等の調達の調整に関する事
				中小企業支援課	(1)観光危機管理体制の参画・連携に関する事 (2)観光危機で被害を受けた観光関連事業者に対する復興資金及び雇用維持の緊急融資等に関する事 (3)災害等で被害を受けた観光関連事業者に対する融資の指導、あっせんに関する事 (4)観光危機で被害を受けた観光関連事業者に対し、既存融資の返済条件の変更等に関する事	(1)災害時における中小企業に関する事 (2)被災商工業者に対する金融に関する事 (3)店舗等商業施設の被害調査に関する事
				雇用政策課	(1)観光危機管理体制の参画・連携に関する事 (2)観光危機で被害を受けた観光産業の雇用継続支援等の連携・実施に関する事	(1)災害時における雇用対策に関する事
			土木建築部	道路管理課	(1)道路及び橋りょうの被害・補修、交通不通行所などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (2)観光危機管理体制の参画・連携に関する事	(1)所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査に関する事 (2)交通不通行所及び通行路線に関する事 (3)災害時における緊急通行道路及び橋りょうに関する事

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
				海岸防災課	(1)土砂災害などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (2)観光危機管理体制の参画・連携に関する事。	(1)水防活動の総括に関する事。 (2)海岸及び堤防の災害応急対策及び被害調査に関する事。 (3)災害時における公有水面(所管する海面に限る。)の管理に関する事。 (4)土砂災害に係る災害応急対策及び被害調査に関する事。 (5)高潮対策に関する事。
				港湾課	(1)港湾の運航状況(フェリー等旅客船の入港可否など)や被害・復旧などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2)観光危機管理体制の参画・連携に関する事。	(1)港湾の災害応急対策及び被害調査に関する事。 (2)災害時における公有水面(所管する海面に限る。)の管理に関する事。
				空港課	(1)空港施設関係の被害・復旧などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2)観光危機管理体制の参画・連携に関する事。	(1)空港施設関係の災害応急対策及び被害調査に関する事。
				都市計画・モノレール課	(1)都市公園などの避難場所・避難経路・避難誘導標識等の整備に関する事。 (2)沖縄都市モノレールの被害・復旧、乗客(観光客含む)の避難状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (3)観光危機管理体制の参画・連携に関する事。 (4)沖縄都市モノレールを活用した帰宅困難者対策に関する事。 (5)県営公園の被害・運営情報及び観光客等の避難誘導・安否情報などの観光危機情報の伝達体制整備及び収集・提供・発信等に関する事。	(1)都市公園及び都市モノレールの災害応急対策及び被害調査に関する事。
				建築指導課	(1)観光関連施設の耐震化促進に関する事。 (2)がけ地、土砂災害特別警戒区域内観光施設の被害・復旧などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (3)観光危機管理体制の参画・連携に関する事。	(1)被災建築物の応急危険度判定に関する事。 (2)民間建築物の被害調査に関する事。 (3)被災宅地危険度判定に関する事。
沖縄県警察		沖縄県警察	警察本部		(沖縄県地域防災計画等に基づき連携)	(1)災害警備計画に関する事。 (2)被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事。 (3)被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関する事。 (4)交通規制・交通管制に関する事。 (5)死体の見分・検視に関する事。 (6)犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事。
病院事業局		病院事業局	病院事業局	県立病院課	(1)所管の医療施設の被害・復興状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2)観光危機時における被災者(観光客含む)の医療に関する事。	(1)部の庶務及び連絡調整に関する事。 (2)所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。 (3)災害時における医療及び助産に関する事。

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
市町村		市町村			<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の観光関連施設の耐震化促進に関すること。 (2) 地域の避難場所・避難経路の確保、避難誘導標識等の設置周知に関すること。 (3) 地域住民や観光客への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発に関すること。 (4) 観光危機管理計画の策定等や地域の観光関連事業者のマニュアル及び事業継続計画策定促進に関すること。 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関すること。 (6) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関すること。 (7) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関すること。 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、避難施設や観光施設等の避難・収容状況等の把握に関すること。 (9) 観光危機管理体制の参画・連携に関すること。 (10) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関すること。 (11) 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水等の備蓄の充実・強化及び供給促進に関すること。 (12) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関すること。 (13) 観光客の避難・安否情報等の収集・整理、報告及び帰宅困難者対策、家族や関係者対応に関すること。 (14) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関すること。 (15) 風評被害対策に関すること。 (16) 観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化及び実施に関すること。 (17) 観光産業の早期復興に向けたプロモーション及び緊急融資・雇用継続支援、人材育成等の実施・連携に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 (4) 防災に関する施設及び設備の整備 (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 水防、消防、救助その他の応急措置 (8) 災害時の保健衛生及び文教対策 (9) 災害時における交通輸送の確保 (10) 被災施設の災害復旧 (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 (12) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整 (13) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進 (14) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置
観光関連団体		沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB)			<ol style="list-style-type: none"> (1) 観光関連施設の耐震化促進に関すること。 (2) 避難場所・避難経路の確保、避難誘導標識等の設置促進及び周知に関すること。 (3) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関すること。 (4) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関すること。 (5) 観光危機管理計画の策定等や観光関連事業者のマニュアル及び事業継続計画策定促進に関すること。 	<p>指定地方公共機関</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 観光危機への対応に関すること。 (2) 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					<p>(6) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関すること。</p> <p>(7) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関すること。</p> <p>(8) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関すること。</p> <p>(9) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の援体制の充実・強化、実施に関すること。</p> <p>(10) 観光危機管理体制の設置及び県、観光関連団体・事業者等と連携に関すること。</p> <p>(11) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握、情報発信等に関すること。</p> <p>(12) 観光客の避難情報、被害状況等の収集・報告、安否確認、県と連携した報道機関等を活用した避難情報等の発信に関すること。</p> <p>(13) 帰宅困難者対策、交通機関、外国公館等と連携した情報発信、家族や関係者対応に関すること。</p> <p>(14) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関すること。</p> <p>(15) 風評被害対策の推進、外国政府の沖縄観光に対する渡航危険度レベルの引き下げのための県等との連携等に関すること。</p> <p>(16) 観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、施策等の企画・実施に関すること。</p> <p>(17) 観光産業の早期復興に向けたプロモーション及び緊急融資・雇用継続支援、人材育成等の実施・連携に関すること。</p>	
		観光協会等			<p>(1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関すること。</p> <p>(2) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関すること。</p> <p>(3) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関すること。</p> <p>(4) 観光関連事業者の観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び観光関連事業者の事業継続計画策定促進に関すること。</p> <p>(5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関すること。</p> <p>(6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関すること。</p> <p>(7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関すること。</p> <p>(8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関すること。</p> <p>(9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関すること。</p>	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(10) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事 (11) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事 (12) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事 (13) 風評被害対策の実施・協力に関する事 (14) 観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、施策等の連携・実施に関する事 (15) 観光産業の早期復興に向けたプロモーション等の連携・実施に関する事 (16) 早期復興・事業継続及び雇用継続等に関する事	
	旅行業団体	日本旅行業協会沖縄支部・全国旅行業協会沖縄支部			(1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事 (2) 観光客の被災、加盟事業者の被害・営業状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (3) 観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発に関する事 (4) 加盟事業者の観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び業継続計画策定促進に関する事 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制、避難施設や観光施設等の把握等の充実・強化、実施に関する事 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事 (10) 加盟事業者に関する正確な情報の発信に関する事 (11) 加盟事業者等からの観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事 (14) 風評被害対策の実施・協力に関する事 (15) 加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化に関する事 (16) 観光危機からの回復のため、県外の旅行者に沖縄旅行商品の造成を働きかけること及びプロモーション実施・連携に関する事 (17) 加盟事業者の早期復興・事業継続及び雇用継続等に関する事	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
	交通事業関連団体	沖縄県バス協会			<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (2) 観光客の被災、加盟事業者の被害・営業状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (3) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (4) 加盟事業者の観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定促進に関する事。 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (10) 加盟事業者に関する正確な情報の発信に関する事。 (11) 加盟事業者等から観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (14) 風評被害対策の実施・協力に関する事。 (15) 加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、実施に関する事。 (16) 観光産業の早期復興に向けたプロモーション等の連携に関する事。 (17) 加盟事業者の早期復興・事業継続及び雇用継続等に関する事。 	<p>指定地方公共機関</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 (2) 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
		沖縄県レンタカー協会			<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (2) 観光客の被災、加盟事業者の被害・営業状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (3) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (4) 加盟事業者の観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定促進に関する事。 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (10) 加盟事業者に関する正確な情報の発信に関する事。 (11) 加盟事業者等から観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (14) 風評被害対策の実施・協力に関する事。 (15) 加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、実施に関する事。 (16) 観光産業の早期復興に向けたプロモーション等の連携に関する事。 (17) 加盟事業者の早期復興・事業継続及び雇用継続等に関する事。	
		沖縄県ハイヤー・タクシー協会等			(1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (2) 観光客の被災、加盟事業者の被害・営業状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (3) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (4) 加盟事業者の観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定促進に関する事。 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (10) 加盟事業者に関する正確な情報の発信に関する事。 (11) 加盟事業者等から観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (14) 風評被害対策の実施・協力に関する事。 (15) 加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、実施に関する事。	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (1) 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事。

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(16)観光産業の早期復興に向けたプロモーション等の連携に関すること。 (17)加盟事業者の早期復興・事業継続及び雇用継続等に関すること。	
		那覇港管理組合等、港湾ターミナルビル管理者			(1)旅客船ターミナル等の耐震化に関すること。 (2)避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関すること。 (3)観光客の避難・安否、施設の被害・復旧状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関すること。 (4)観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関すること。 (5)観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関すること。 (6)観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関すること。 (7)観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関すること。 (8)非常用通信手段の整備及び情報発信に関すること。 (9)要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関すること。 (10)県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関すること。 (11)観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関すること。 (12)観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関すること。 (13)帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関すること。 (14)被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関すること。 (15)風評被害対策の実施・協力に関すること。 (16)早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関すること。 (17)早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業継続等に関すること。	
		沖縄旅客船協会			(1)避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関すること。 (2)観光客の被災、加盟事業者の被害・営業状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関すること。 (3)観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関すること。 (4)加盟事業者の観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定促進に関すること。 (5)観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関すること。	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(6)観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (7)非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (8)要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (9)県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (10)加盟事業者に関する正確な情報の発信に関する事。 (11)加盟事業者等から観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (12)帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (13)被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (14)風評被害対策の実施・協力に関する事。 (15)加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、実施に関する事。 (16)観光産業の早期復興に向けたプロモーション等の連携に関する事。 (17)加盟事業者の早期復興・事業継続等に関する事。	
	宿泊事業関連団体	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合、日本ホテル協会沖縄支部、沖縄県ホテル協会			(1)加盟事業者の観光関連施設の耐震化促進に関する事。 (2)避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (3)観光客の被災、加盟事業者の被害・営業状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (4)観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (5)加盟事業者の観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定促進に関する事。 (6)観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (7)観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (8)非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (9)要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (10)観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水等の備蓄の充実・強化及び供給促進に関する事。 (11)県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (12)加盟事業者に関する正確な情報の発信に関する事。	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (1)観光・宿泊客の安全の確保に関する事。

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(13)加盟事業者等から観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (14)帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (15)被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (16)風評被害対策の実施・協力に関する事。 (17)加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、実施に関する事。 (18)観光産業の早期復興に向けたプロモーション等の連携に関する事。 (19)加盟事業者の早期復興・事業継続及び雇用継続等に関する事。	
	マリンアクティビティ事業者団体	沖縄県ダイビング安全対策協議会、沖縄マリンレジャーセイフティービューロー、沖縄県リゾートダイビング事業連合会			(1)避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (2)観光客の被災、加盟事業者の被害・営業状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (3)観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (4)加盟事業者の観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定促進に関する事。 (5)観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (6)観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (7)非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (8)要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (9)県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (10)加盟事業者に関する正確な情報の発信に関する事。 (11)加盟事業者等から観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (12)帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (13)被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (14)風評被害対策の実施・協力に関する事。 (15)加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、実施に関する事。 (16)観光産業の早期復興に向けたプロモーション等の連携に関する事。 (17)加盟事業者の早期復興・事業継続及び雇用継続等に関する事。	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
		その他 観光関 連団体			(1)加盟事業者の観光関連施設の耐震化促進に関すること。 (2)避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関すること。 (3)観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関すること。 (4)観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関すること。 (5)加盟事業者の観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定促進に関すること。 (6)観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関すること。 (7)観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関すること。 (8)非常用通信手段の整備及び情報発信に関すること。 (9)要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関すること。 (10)観光危機発生時における避難者や従業員等への食料・飲料水等の備蓄促進、把握・周知に関すること。 (11)県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関すること。 (12)加盟事業者に関する正確な情報の発信に関すること。 (13)加盟事業者等から観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関すること。 (14)帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関すること。 (15)被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関すること。 (16)風評被害対策の実施・協力に関すること。 (17)加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、実施に関すること。 (18)観光産業の早期復興に向けたプロモーション等の連携に関すること。 (19)加盟事業者の早期復興・事業継続及び雇用継続等に関すること。	
観光 関連 事業者 等	旅行 業者	旅行業 者			(1)避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関すること。 (2)観光客の避難・安否、営業・復旧状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関すること。 (3)観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関すること。 (4)観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関すること。 (5)観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関すること。	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事 (10) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関する事 (11) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事 (14) 風評被害対策の実施・協力に関する事 (15) 早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事 (16) 早期復興に向けたプロモーション等の連携及び沖縄旅行商品の造成、事業・雇用継続等に関する事	
	交通機関	航空会社			(1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事 (2) 観光客の避難・安否、航空機の運航状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (3) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事 (4) 観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関する事 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事 (10) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関する事 (11) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事	指定地方公共機関 日本トランスオーシャン航空(株) (1) 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(13)被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (14)風評被害対策の実施・協力に関する事。 (15)早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事。 (16)早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関する事。	
		那覇空港ビルディング(株)等、空港ターミナルビル管理者			(1)那覇空港旅客ターミナルビル等の耐震化に関する事。 (2)避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (3)観光客の避難・安否、施設の被害・復旧状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (4)観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (5)観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関する事。 (6)観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (7)観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (8)非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (9)要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (10)県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (11)観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関する事。 (12)観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (13)帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (14)被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (15)風評被害対策の実施・協力に関する事。 (16)早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事。 (17)早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関する事。	
		旅客船事業者			(1)避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (2)観光客の避難・安否、旅客船の運航状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (3)観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。	指定地方公共機関 琉球海運(株) (1)災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(4) 観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関すること。 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関すること。 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関すること。 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関すること。 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関すること。 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関すること。 (10) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関すること。 (11) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関すること。 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関すること。 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関すること。 (14) 風評被害対策の実施・協力に関すること。 (15) 早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関すること。 (16) 早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関すること。	
		バス事業者			(1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関すること。 (2) 観光客の避難・安否、バスの運行・復旧状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関すること。 (3) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関すること。 (4) 観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関すること。 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関すること。 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関すること。 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関すること。 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関すること。 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関すること。 (10) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関すること。 (11) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関すること。	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事 (14) 風評被害対策の実施・協力に関する事 (15) 早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事 (16) 早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関する事	
		レンタカー事業者			(1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事 (2) 観光客の避難・安否、営業・復旧状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (3) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事 (4) 観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関する事 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事 (10) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関する事 (11) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事 (14) 風評被害対策の実施・協力に関する事 (15) 早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事 (16) 早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関する事	
		ハイヤー・タクシー事業者			(1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事 (2) 観光客の避難・安否、営業・復旧状況等の観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (3) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事 (4) 観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関する事	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (10) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関する事。 (11) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (14) 風評被害対策の実施・協力に関する事。 (15) 早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事。 (16) 早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関する事。	
		沖縄都市モノレール(株)			(1) 所管するインフラ外施設の耐震化の促進に関する事。 (2) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (3) 観光客の避難・安否、モノレールの運行・復旧状況などの観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (4) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (5) 観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関する事。 (6) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (7) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (8) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (9) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (10) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (11) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握、情報発信等に関する事。 (12) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・整理、報告に関する事。	指定地方公共機関 (1) 災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(13) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事 (14) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事 (15) 風評被害対策の実施・協力に関する事 (16) 早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事 (17) 早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関する事	
	宿泊事業者	宿泊事業者			(1) 観光関連施設の耐震化促進に関する事 (2) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事 (3) 観光客の避難・安否、施設の営業・復旧状況等の観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事 (4) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事 (5) 観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関する事 (6) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事 (7) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事 (8) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事 (9) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事 (10) 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水等の備蓄の充実・強化及び供給促進に関する事 (11) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事 (12) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関する事 (13) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事 (14) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事 (15) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事 (16) 風評被害対策の実施・協力に関する事 (17) 早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事 (18) 早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関する事	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
	マリンアクティビティ事業者	マリンアクティビティ事業者			<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (2) 観光客の避難・安否、営業・復旧状況等の観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (3) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (4) 観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関する事。 (5) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (6) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (7) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 (8) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (9) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (10) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関する事。 (11) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (12) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (13) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するため情報提供に関する事。 (14) 風評被害対策の実施・協力に関する事。 (15) 早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事。 (16) 早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関する事。 	
		その他観光事業者			<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光関連施設の耐震化促進に関する事。 (2) 避難場所・避難経路・避難誘導標識等の周知に関する事。 (3) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (4) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (5) 観光危機管理に関するマニュアルの整備等及び事業継続計画策定に関する事。 (6) 観光施設等における避難誘導訓練、観光危機管理体制の運用訓練等の実施・協力に関する事。 (7) 観光危機の早期注意喚起、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備や伝達手段の多様化等に関する事。 (8) 非常用通信手段の整備及び情報発信に関する事。 	

巻末資料 1 観光危機管理体制に係る主な取組

大区分	中区分	機関名	部名	課名	沖縄県観光危機管理基本計画（主な取組）	沖縄県地域防災計画（防災機関の処理すべき事務）等
					(9) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援体制の充実・強化、実施に関する事。 (10) 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水等の備蓄の充実・強化及び供給促進に関する事。 (11) 県、OCVBの観光危機管理体制との連絡体制の構築に関する事。 (12) 観光客や観光産業の被害状況の情報収集・把握・報告、情報発信等に関する事。 (13) 観光客の避難情報及び安否情報等の収集・発信、報告に関する事。 (14) 帰宅困難者対策、家族や関係者対応の実施・協力に関する事。 (15) 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動に活用するための情報提供に関する事。 (16) 風評被害対策の実施・協力に関する事。 (17) 早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化、取組の実施に関する事。 (18) 早期復興に向けたプロモーション等の連携及び事業・雇用継続等に関する事。	
		放送事業者			(1) 観光危機情報等の伝達体制整備、充実・強化及び収集・共有・発信等に関する事。 (2) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。	指定公共機関 日本放送協会（沖縄放送局） (1) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
		医療機関			〈沖縄県地域防災計画等に基づき連携〉	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 (2) 被災傷病者の救護に関する事。
		金融機関			(1) 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施に関する事。	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (1) 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。
県民		県民			(1) 観光危機管理対策の知識・役割等の普及・啓発に関する事。 (2) 要支援観光客にも配慮した観光客の安全確保、避難誘導等の支援に関する事。	

巻末資料 2 用語集

本計画における用語は次のとおりとする。

【あ】

安全確保 (P.1、2、9、12、14、15、20、21、26、27、29、30)

観光危機発生時に観光客等の人的被害を防ぐために、危険な場所からより安全な場所に避難、又はその場にとどまり、落下物等や火災、浸水等から身体を防護するなど、安全を確保すること。

安否確認 (P. 11、12、32)

観光危機発生時に、宿泊、観光及び交通施設や避難施設等に避難している観光客、又は行方不明・負傷等をした観光客の情報を収集・把握し、県内に滞在する観光客の所在及び安否を確認すること。

【い】

医療通訳者 (P.34)

負傷又は疾病に罹患した外国人の医療行為や看護、医療機関等での手続きなどの過程に携わり、医療専門知識、患者の文化的背景や価値観などの知識を有し、医療者などの専門家と外国人両者のコミュニケーションを繋ぐ者をいう。

【お】

沖縄観光の安心・安全に関するガイド (P.22)

県内に滞在している観光客が楽しく安全な沖縄旅行を満喫できるよう滞在中の注意点や、観光危機遭遇時の対応、緊急時、病気・怪我をした際の連絡先等を記載したガイドブックをいう。

【か】

海洋汚染 (P.10)

悪天候や人為的ミスによる船舶等の事故により流出した、積み荷の原油、有害物質、燃料用重油などや、土砂、漂着ごみなどが、海の自

然環境やビーチの景観、野生生物の生態に大きな影響を与えること。

観光関連施設の耐震化促進 (P.12、19)

沖縄県地域防災計画で定める『「沖縄県耐震改修促進計画」に掲げた耐震化目標を達成するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、建築物所有者や市町村への支援策等を推進する』に基づく取組のこと。

観光関連事業者 (P.1、2、9、11、12、13、14、15、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43)

本計画では、観光客の移動・滞在・観光活動等に関わるサービスを提供する旅行者、航空会社、旅客船事業者、マリンアクティビティ事業者、バス事業者、レンタカー事業者、宿泊事業者、ハイヤー・タクシー事業者、沖縄都市モノレール(株)、那覇空港ビルディング(株)、飲食店、土産品店、文化施設、テーマパーク等をいう。

観光関連団体 (P. 1、2、9、11、12、13、14、15、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43)

本計画では、観光客の移動・滞在・観光活動等に関わるサービスを提供する観光協会、日本旅行業協会沖縄支部、全国旅行業協会沖縄支部、沖縄県バス協会、沖縄県レンタカー協会、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合、日本ホテル協会沖縄支部、沖縄県ホテル協会、沖縄県ハイヤー・タクシー協会、沖縄県ダイビング安全対策協議会、沖縄マリンレジャーセイフティービューロー、沖縄県リゾートダイビング事業連合会、沖縄旅客船協会、飲食店等の関係団体等をいう。

観光客 (P.1、2、3、6、7、8、9、11、12、13、14、15、17、18、19、20、21、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、37、38、39、42)

沖縄県に入域する者（沖縄県在住者を除く）で、世界観光機関（UNWTO）が定める観光客の定義「非日常圏への12カ月以内の外出で、行き先での報酬を伴わないもの」、「宿泊客と日帰り客（通過客を含む）」、「日常的に国境を越える労働者を除く」、「入国しないトランジット客を除く」、「移民、遊牧民、難民を除く」、「軍人、外交官等の公用旅行を除く」に該当する者とする。

観光客の輸送等に関する業務 (P.33)

観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客が県内に滞留している場合において、バス、航空機及び船舶等による県内・県外への輸送を行うにあたり、車両や航空機、船舶等の操縦業務及びこれらの輸送機関を利用する観光客への対応業務等をいう。

観光危機 (P.1、2、3、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43)

台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症などの災害・事故等の発生により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらし、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない県内又は県外で発生する危機や風評被害等であり、「自然災害・危機」、「人的災害・危機」、「健康危機」、「環境危機」、「県外で発生した災害・危機」の5つの危機を想定している。

観光危機管理 (P.1、3、8、9、11、14、21、22、24、42)

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者

対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興、事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うこと。

観光危機管理対策 (P.1、2、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、21、22、29、42)

観光危機の経過とともに、「平常時の減災対策 (Reduction)」：観光関連施設の耐震化、避難誘導標識等の安全対策、観光危機管理知識の普及・啓発等、「危機対応への準備

(Readiness)」：観光危機管理計画等やマニュアルの策定促進、危機対応・避難誘導訓練の実施等、「危機への対応 (Response)」：観光危機管理体制の設置、観光客の避難誘導、安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等、「危機からの回復

(Recovery)」：風評被害対策、融資・雇用継続支援等、の4段階 (4R) で、それぞれの段階に応じた対策を行うことをいう。

観光危機管理体制 (P.1、9、11、12、13、14、15、16、17、18、21、23、24、29、42)

観光危機発生時に国、県、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等が連携して観光客の安全を守り、観光産業の被害を低減し、危機後の観光産業の早期復興・事業継続を図るため、観光危機管理対策を迅速かつ的確に行うことを目的に設置される体制をいう。

観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーション (P.23、24)

観光危機発生時に迅速かつ円滑に観光危機管理体制を設置し、必要な対応を行うことができるよう、観光危機の事案・状況を想定したシナリオを用いて、訓練参加者が行うべき意思決定・役割等をロールプレイすることにより進行させる図上訓練をいう。

観光産業 (P.1、2、8、9、11、12、13、14、15、17、27、29、35、36、37、38、39、40)

宿泊、飲食、旅客輸送、レンタカー、旅行業その他の予約、文化及びスポーツ・娯楽サービス、小売事業者等、観光客が滞在時に利用するサービス等を行う産業をいう。

外国人観光客 (P.3、20、21、26、33、34、35)

沖縄県に入域する者（沖縄県在住者を除く）で、世界観光機関（UNWTO）が定める観光客の定義に該当し、日本以外の国に居住する者及び業務・個人的事由等で沖縄県を訪れた者をいう。

感染症 (P. 1、9、10、21、23、24)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号）第6条で定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

【き】

危機対応・避難誘導訓練 (P.12、14、23、24)

観光危機発生時に迅速かつ円滑に観光危機管理体制を設置し、必要な対応を行うことができるよう、想定する観光危機の事案・状況や要支援観光客への対応等を想定した観光施設や交通機関、観光地等における避難誘導訓練等をいう。

帰宅困難者対策 (P.1、2、9、11、12、14、15、29、30、33)

観光危機により帰宅困難となっている観光客に対し、観光危機や交通機関の運行情報等を、ウェブサイト、ソーシャルメディア等で情報発信するとともに、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客が県内に滞留している場合に、帰宅困難となっている観光客への対策を行うこと。

凶悪犯罪 (P.10)

「炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布」、「市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布」、「水源地に対する毒物等の混入」など、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態及び殺人、強盗、放火、強姦など、事件そのものの被害は限定的であっても、その地域全体が危険であるという印象を観光客に与え、風評被害が発生する恐れが大きい犯罪をいう。

緊急速報メール機能 (P.24、25、26、30、31)

気象庁から配信される緊急地震速報や津波警報、地方公共団体から配信される災害・避難情報を携帯電話事業者（NTT ドコモ、ソフトバンク、KDDI (au)）が携帯電話メール機能を活用し、警報音とバイブレーション、画面上の表示で特定地域の携帯電話に一斉配信する緊急用メールサービスのこと。

疑似体験装置 (P.21)

起震車（地震を疑似体験できる振動装置を搭載した自動車）など、実際に観光危機が発生した際に冷静な対処ができるよう、危機対応・避難誘導訓練を促すための装置。

【く】

国 (P. 2、9、11、13、14、15、18、19、24、29、30、32、33、34、35、37、38、39、40、42)

県、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して観光危機管理対策等を行う国の関係機関をいう。

【け】

県 (P. 2、9、11、13、14、15、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、29、30、31、32、33、34、35、37、38、39、40、42、43)

国、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して観光危機管理体制及び対策を行う沖縄県の観光担当部及び関係部局等をいう。

【こ】

広範囲な通信障害 (P.10)

地震や津波、暴風、大雨等の自然災害による通信設備の損壊や、電気通信事業者、インターネットサービスプロバイダや回線事業者等の通信設備の障害により、複数の市町村や全県にわたって一時的に通信が不可能または著しく困難になること。

国際機関等 (P. 39)

国連世界観光機関 (UNWTO)、世界旅行ツアーリズム協議会 (WTTC)、太平洋アジア観光協会 (PATA)、国際民間航空機関 (ICAO)、国際航空運送協会 (IATA) 等、旅行・観光に関わる国際機関や、世界保健機関 (WHO)、国際原子力機関 (IAEA) 等、発生した危機に関する国際的な専門機関をいう。

コミュニティ FM (P.24、25、30、31)

市町村単位の限られた地域に対して放送する FM ラジオ局。災害時にその地域の被害状況等をいち早く情報収集・発信する放送事業者をいう。

【し】

市町村 (P.1、2、9、11、12、13、14、15、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、29、30、31、32、33、34、35、37、38、39、40、42、43)

県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して観光危機管理対策等に努める沖縄県内の市町村の担当部等をいう。

主要市場における急激な経済変動 (P.10)

観光客が多く訪れる国内の地域や、直行便が運航している近隣アジア諸国等における急激な景気後退や物価の高騰、為替レートの変動等のこと。

主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便 (P.10)

政治的又は経済的な要因、並びに国内・海外の航空会社の運航計画の変更等により、沖縄県

への定期航空便が長期にわたり運航休止又は減便となり、早期の回復が見込めない状況にあること。

新型インフルエンザ等 (P.10)

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年五月十一日法律第三十一号)第2条第1項で定める「感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。」とする。

事業継続計画 (P.12、23)

災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめ、危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。

(「BCP : Business Continuity Plan」ともいう)

【そ】

早期の注意喚起 (P. 24、30、31)

台風など、事前に観光危機が発生することが高い確率で予想され、観光客や観光産業へ影響を及ぼす可能性がある場合に、観光危機による被害に遭うリスクを軽減するため、観光客等に対して交通機関の運行情報、宿泊・観光施設の営業情報等の発信を行うこと。

【た】

大気汚染 (P.10)

人間の経済的・社会的な活動が主な原因として、大気中の微粒子や気体成分が増加して、人の健康や環境に悪影響をもたらす、観光産業に甚大な被害を与える状況をいう。

大規模食中毒 (P.10)

修学旅行などの団体客や宿泊施設等で集団発生した食中毒で、多くの観光客が発症している状況をいう。

大規模停電 (P.10)

台風や竜巻等の風害、地震、津波などの災害に伴う停電や送電鉄塔の倒壊、送電線の切断等、及び発電所・変電所等の送電システムの事故により発生する大規模な停電で、照明や空調の停止、交通機関の混乱、観光事業者等の業務システムの停止などを引き起こし、観光産業に甚大な被害を与えるものをいう。

他国との外交摩擦 (P.10)

日本と他国との外交上の関係悪化により、当該国から日本への渡航が禁止されたり、制限されたりすること。

【て】

テロ (P.10, 23, 24)

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロや、多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する爆破、銃器による無差別な殺傷等の攻撃が行われる事態をいう。

【と】

渡航情報 (P.39)

自国民の海外への渡航や滞在にあたって、特に注意や渡航の自粛・延期が必要な場合に各国政府が発出する情報で、現地の最新の治安情勢や安全性の目安を示す。

【ひ】

非常用通信手段 (P.24, 25, 26, 30, 31, 32)

危機発生に伴う通信設備等の障害等により電気通信事業用設備（電話、携帯電話等）の利用ができなくなった場合に使用する通信手段をいう。

【ふ】

風害（竜巻を含む）(P.10)

台風・低気圧による強風・暴風、竜巻やダウンバースト、つむじ風など、強風による風圧で発生する災害をいう。

風評被害 (P. 8, 9, 10, 14, 17, 35, 36, 39)

県内・県外で発生する観光危機が大々的に又は誇張されて報道され、或いは根拠のない情報が広まることによって、本来『安全』である観光地等を人々が危険視し、観光客が沖縄旅行をキャンセルしたり、沖縄への旅行を敬遠することにより、観光産業に負の影響が及ぶ状況をいう。

風評被害対策 (P.1, 2, 9, 11, 12, 13, 17, 35, 39, 40)

観光産業に負の影響を与える不適切な報道や根拠のない情報など、風評被害に繋がる可能性のある情報を監視し、風評の発生を可能な限り未然に防ぐとともに、発生した風評による被害を最小限に留めるための正確な情報を発信する対策をいう。

【ゆ】

有毒生物等の異常発生 (P.10)

ハブ（サキシマハブ、ヒメハブ、タイワンハブ等）や海洋危険性物（ハブクラゲ、オコゼ、オニヒトデ等）等の急激な個体数増加をいう。

【よ】

要支援観光客 (P.3, 12, 23, 24, 25, 26, 27, 30, 31, 32, 33, 34, 35)

観光危機発生時に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を行うにあたり支援を必要とする高齢者・障がい者・外国人・乳幼児連れ・妊婦などの観光客をいう。

【A～Z】

MICE (P.3、38)

多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業等の会議 (Meeting)、企業等が行う報奨・招待旅行 (Incentive travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention、Conference)、イベント・展示会・見本市 (Event、Exhibition) の頭文字をとっている。

OCVB (P.1、2、9、11、12、13、14、15、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43)

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー (OCVB : Okinawa Convention & Visitors Bureau) をいう。